閲覧用

第４次
福島市環境基本計画
（素案）

～みんなで目指す環境都市像～

人・まち・自然が共生し
心豊かに住み続けることができる

“環境調和都市　ふくしま市”

令和●年●月
福　島　市

はじめに



私たちを取り巻く「環境」は、多くの困難に直面しています。人口減少・少子高齢化の急速な進行、自然災害など深刻化する気候危機、減少傾向にあるものの全国平均よりも多いごみ排出量、自然や景観、生物多様性への人間活動による負荷の蓄積など、環境を取り巻く新たな課題や複合的な課題への対応が急務となっています。

こうした多岐に渡る課題を乗り越え、環境リスクを最小限に留めつつ、美しく豊かな環境を次世代に継承し、にぎわいにあふれた持続可能な未来を築いていくことが求められています。そしてそのために、市民一人ひとりが安心して暮らし、一人ひとりの成長や挑戦がまちの経済を循環させ、社会全体の価値を持続的に高め続ける未来を目指す必要があります。

第４次福島市環境基本計画では、みんなで目指す環境都市像を「人・まち・自然が共生し、心豊かに住み続けることができる環境調和都市ふくしま市～あらゆる主体との共創により実現する循環型のまち～」と定めました。

これは、自然と共生し、環境にやさしい持続可能なまちをつくるために、経済社会活動の基盤が環境に根差していることを念頭に置き、人々の活動が環境への負荷の増大につながらないよう、持続可能な地域に転換していくことを目指すものです。環境に配慮した行動が地域全体に広がり､誰もが潤いや安らぎを実感できる未来に向けて、本計画に基づき、市民一人ひとりが地域における環境の価値を再認識するとともに、市民・事業者・行政などあらゆる主体が「全員参加型」で力を合わせる施策をより一層充実させてまいります。

終わりに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました福島市環境審議会の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの皆様に心からお礼申し上げます。

令和●年●月

目　次

第１章　はじめに 2
　第１節　環境基本計画とは 2
　第２節　計画の位置付け 2
　第３節　計画の期間 3
　第４節　計画の範囲 3
　第５節　計画の構成 4
第２章　環境の現状と課題 6
　第１節　環境施策をとりまく動向 6
　第２節　気候変動の現状と課題 12
　第３節　資源循環の現状と課題 16
　第４節　自然環境の現状と課題 20
　第５節　生活環境の現状と課題 22
　第６節　原子力災害からの環境再生の現状と課題 24
　第７節　地域づくり・人づくりの現状と課題 26
　第８節　市民・事業者の環境に関する意識 27
　第９節　第３次福島市環境基本計画における目標の進捗状況 31
第３章　みんなで目指す環境都市像と施策の体系 34
　第１節　みんなで目指す環境都市像 34
　第２節　基本方針 34
　第３節　施策の体系 36
第４章　施策の展開 38
　第１節　脱炭素化が進んでいるまち 38
　第２節　資源循環に取り組んでいるまち 45
　第３節　多様性にあふれ自然と共生したまち 48
　第４節　安全安心な生活環境が整備されたまち 54
　第５節　地域づくり・人づくりが進み持続可能な地域社会が形成されたまち 59
　第６節　指標・状況把握項目一覧 62
第５章　計画の推進 64
　第１節　各主体の役割 64
　第２節　計画の推進体制 65
　第３節　計画の進行管理 67

第１章　はじめに

第１節　環境基本計画とは

福島市環境基本計画は、「福島市環境基本条例」第３条に掲げられた基本理念の実現に向け、市民、事業者及び市が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進して、本市の豊かな自然を守り、人と自然が共生し、環境への負荷が少なく快適で、持続的な発展が可能な都市を目指すことを目的とする計画です。

本計画に基づき、市の各部門における環境の保全に関する各種施策を立案・実施します。

第２節　計画の位置付け

本計画は、市の最上位計画である「福島市総合計画」を環境面から推進するためのものであり、「一般廃棄物処理基本計画」、「福島市脱炭素社会実現実行計画」、「福島市森林ビジョン」、「福島市景観まちづくり計画」など関連計画との整合を図り相互に連携しながら、計画の推進を図ります。

図表１－１－１　**本計画の位置付け**

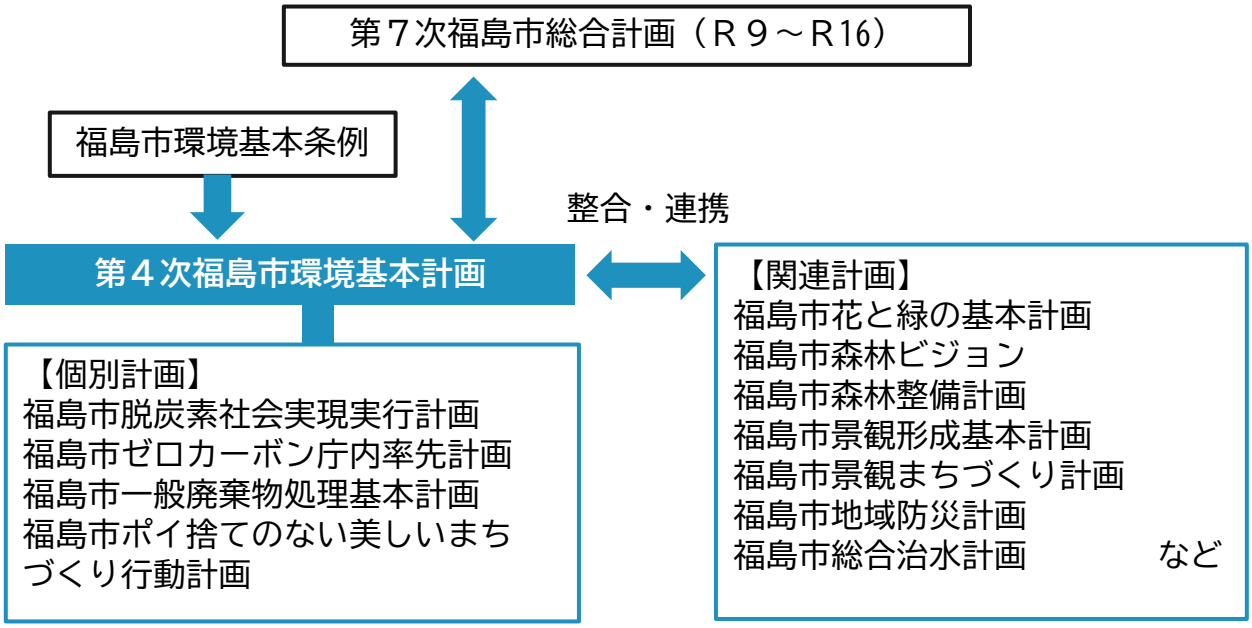

第３節　計画の期間

本計画の期間は、長期的に将来を見据えながら、令和９(2027)年度から令和12(2030)年度までの４か年間とします。

第４節　計画の範囲

本計画の対象は、①脱炭素・気候変動適応、②資源循環、③自然環境、④生活環境、⑤地域づくり・人づくりの５つの分野とします。

対象地域は市域全域とし、必要に応じ、国・県、他の地方公共団体と連携を図り、協力しながら課題の解決に取り組みます。

① 脱炭素・気候変動適応	省エネルギー、脱炭素型ライフスタイル 地球温暖化への適応　など
② 資源循環	ごみの減量化・資源化、廃棄物処理　など
③ 自然環境	森林や水辺の保全、自然を活用した都市環境、 生物多様性の保全、鳥獣管理、外来種対策　など
④ 生活環境	水・大気環境保全、公害の未然防止、景観の保全、 原子力災害に関するモニタリング　など
⑤ 地域づくり・人づくり	地域資源の保全と活用、共創による環境保全活動、 環境教育、環境学習　など

第５節　計画の構成

第１章　はじめに

■位置づけ・役割、計画の期間、計画の範囲、計画の構成

第２章　新たな計画策定の背景

■環境施策をとりまく動向
■現状と課題
（気候変動、資源循環、自然環境、生活環境、原子力災害からの環境再生、地域づくり・人づくり）
■市民・事業者の意識
■第３次福島市環境基本計画における目標の進捗状況

第３章　みんなで目指す環境都市像

人・まち・自然が共生し、心豊かに住み続けることができる
環境調和都市　ふくしま市

～あらゆる主体との共創により実現する循環型のまち～

- 脱炭素化が進んでいるまち
- 安全安心な生活環境が整備されたまち
- 資源循環に取り組んでいるまち
- 多様性にあふれ自然と共生したまち
- 地域づくり・人づくりが進み　持続可能な地域社会が形成されたまち

第４章　分野別施策の展開

■脱炭素化が進んでいるまち（地球温暖化への効果的な緩和策の推進　他）
■資源循環に取り組んでいるまち（資源循環の推進　他）
■多様性にあふれ自然と共生したまち（自然共生社会の推進　他）
■安全安心な生活環境が整備されたまち（景観、水資源、大気環境の保全　他）
■地域づくり・人づくりが進み持続可能な地域社会が形成されたまち（良好な地域資源の保全と活用　他）

第５章　計画の推進

■計画の推進体制、計画の進行管理

第２章　環境の現状と課題

第１節　環境施策をとりまく動向

１）社会状況の変化

本市のまちづくりの前提となる社会状況は大きな変化を迎えています。

本市の人口は、福島市人口ビジョンによると令和７（2025）年 10 月１日現在 265,537 人となっており、平成 13（2001）年の 298,319 人をピークに減少に転じています。人口が減少している大きな要因としては、出生数の減少（自然減）と首都圏や宮城県を中心とした県外への転出（社会減）であり、特に 20～24 歳をはじめとした若年層の転出が増えています。今後、人口減少・少子高齢化の進行がさらに進むことで、労働力の減少や経済活動の停滞、税収の減少などにより、社会サービスの提供や生活インフラの維持が困難になることなどが懸念されます。

社会・経済活動の基盤となる環境面では、喫緊の課題である地球温暖化対策をはじめ、気候変動による自然災害の激甚化・頻発化に対応するための都市の強靭化や、自然・景観・暮らしの環境保全も急務となっています。

こうした多岐に渡る課題を乗り越え、豊かな自然とにぎわいにあふれた持続可能な未来を築いていくため、市民一人ひとりが希望する人生を送ることができ、若者や多様な人材から選ばれる環境を構築するとともに、人口が減少しても、一人ひとりの能力や可能性を伸ばしながら、学び、働き、挑戦し、活躍できる社会を目指す必要があります。そして、復興する本市の姿を国内外に発信するとともに、福島ならではの先進的な取組にも積極的に挑戦を続け、福島圏域ひいては県全体の発展に貢献するまちを目指す取組が求められます。

図表２－１－１　総人口と年齢３区分別人口の推移

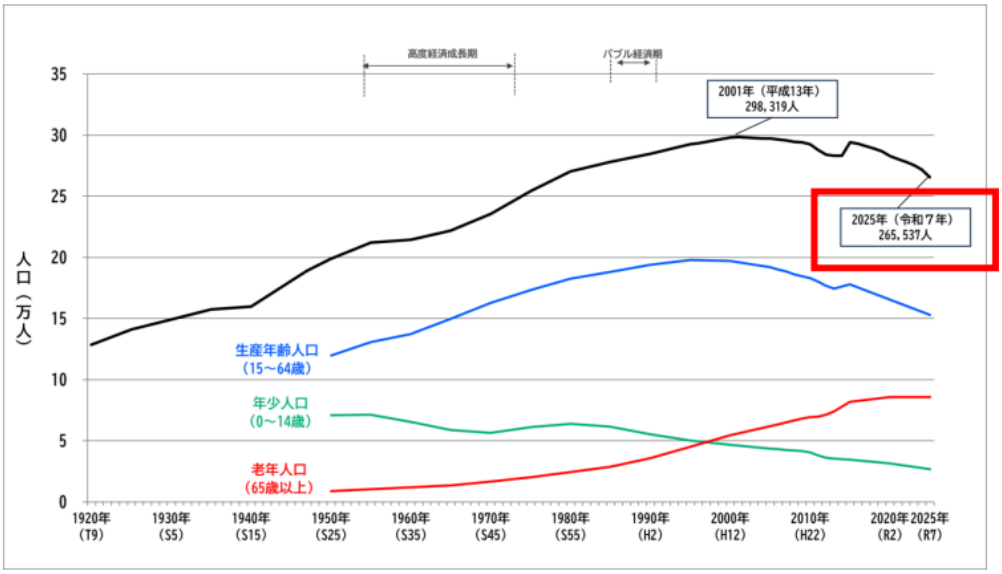

出典）福島市人口ビジョンより

図表２－１－２　年齢階級別社会動態[1]の推移

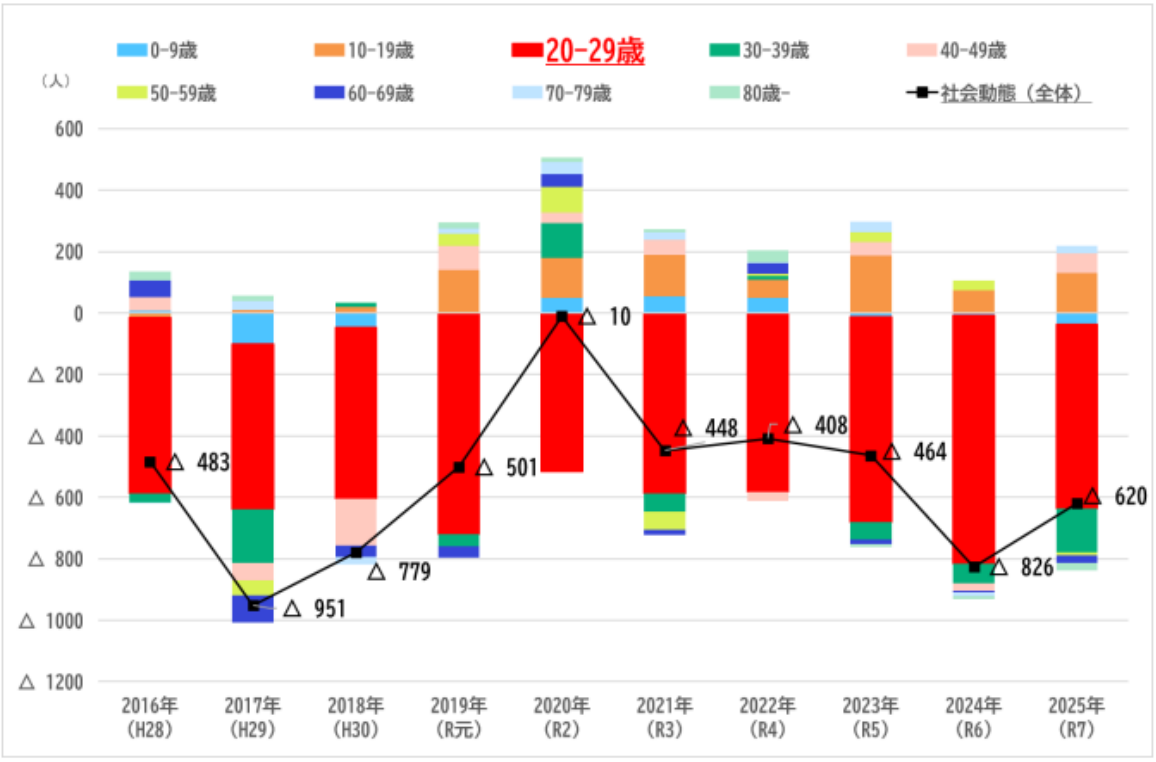

出典）福島市人口ビジョンより

図表２－１－３　総人口の推移（将来人口推計と人口目標）

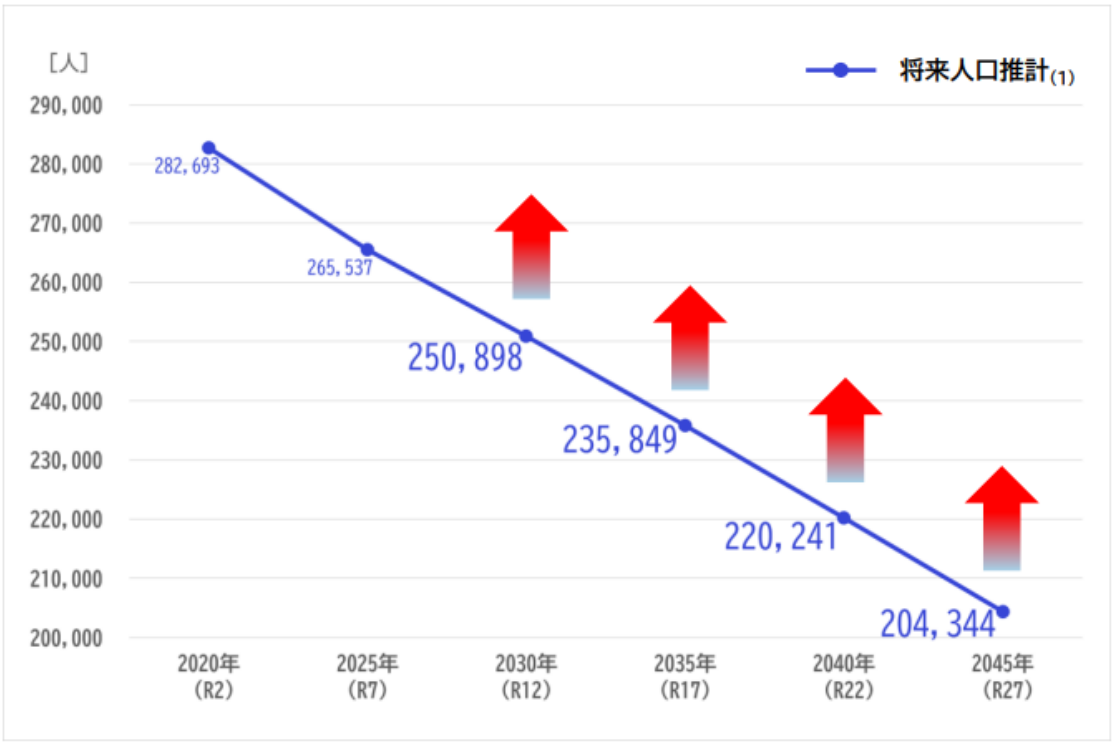

出典）福島市人口ビジョンより

[1] 「年齢階級別社会動態」とは、各年度において他の市区町村からの「転入者数」から、他の市区町村への「転出者数」を差し引いた「社会増減数」を年齢階級別に表したもの。

２）環境問題をめぐる国内外の動向

（１）深刻化する気候変動危機

気候変動問題は、この星に生きる全ての生き物にとって避けることができない喫緊の課題です。

温室効果ガスによる地球温暖化で、世界の年平均気温（2011～2020 年）は、産業革命前（1850～1900 年）と比較して約 1.09℃上昇しています。

令和５（2023）年７月には、国連のグテーレス事務総長が「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と表明しました。

気候変動に関する政府間パネル（ＩＰＣＣ）第６次評価報告書統合報告書では、極端な高温、海洋熱波、大雨の頻度と強度の増加などを含む気候システムの多くの変化は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大しており、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」ことが明記されています。

今後も、人為的な温暖化によって猛暑日や大雨の発生頻度の増加が懸念されるなど、気候変動は、これからも自然と私たちに広範な悪影響をもたらし続けます。

図表２－１－４　地球温暖化の状況

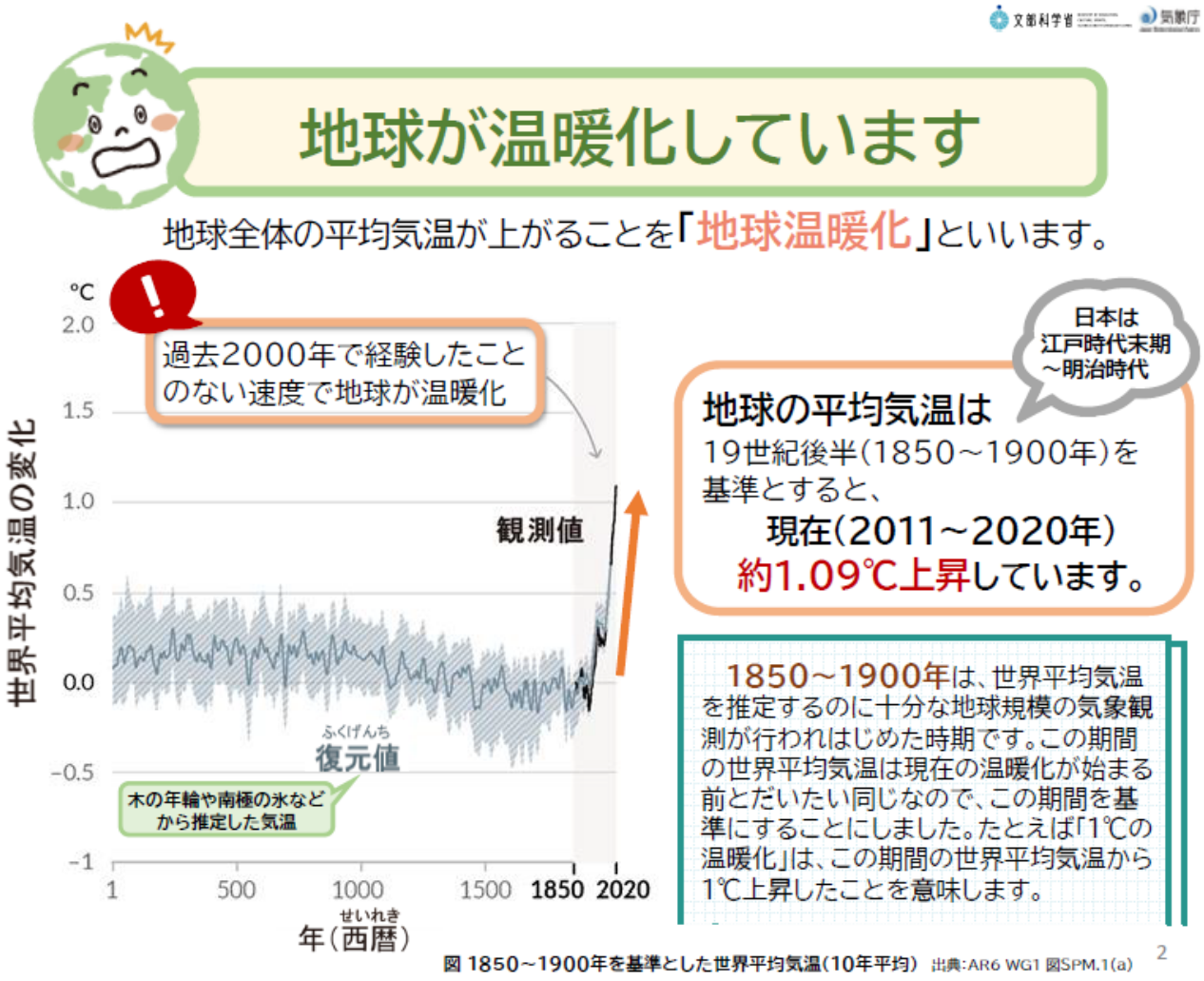

出典）文部科学省・気象庁「気候変動 2021 自然科学的根拠解説資料」より抜粋

（２）脱炭素に向けた目標

地球温暖化対策に向けては、平成９（1997）年に定められた「京都議定書」以降の新たな国際的枠組みである「パリ協定」では、気候変動によるリスクを抑制するために「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて２℃よりも十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が世界共通の長期目標として掲げられました。

さらに、令和５（2023）年 11 月の「国連気候変動枠組条約第 28 回締約国会議（ＣＯＰ28）においては、パリ協定の下で、世界全体の長期目標達成のための進捗状況を評価する「グローバル・ストックテイク」が決定され、1.5℃目標達成のための緊急的な行動の必要性が強調されるなど、気候変動に対する国際的な取組が加速しています。

（３）持続可能な開発目標

平成 27（2015）年に、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動など、世界規模で深刻化する様々な課題に総合的に取り組むことを目指す「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ：Sustainable Development Goals）」が国連で採択されました。

ＳＤＧｓは、誰ひとり取り残さないことを目指し、先進国と途上国が一丸となって達成すべき 17 の大きな目標と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されています。また、17 個の目標で構成されるＳＤＧｓを「経済圏」「社会圏」「生物圏」の３階層に分類した「ＳＤＧｓウェディングケーキモデル」という概念図においては、自然環境が社会・経済の土台であるとともに、すべての目標は互いに密接な関係であり、個別に達成するべきものではなく、相互に連携しながら取り組むべきものであることが示されています。

図表２－１－５　SDGs ウェディングケーキモデル

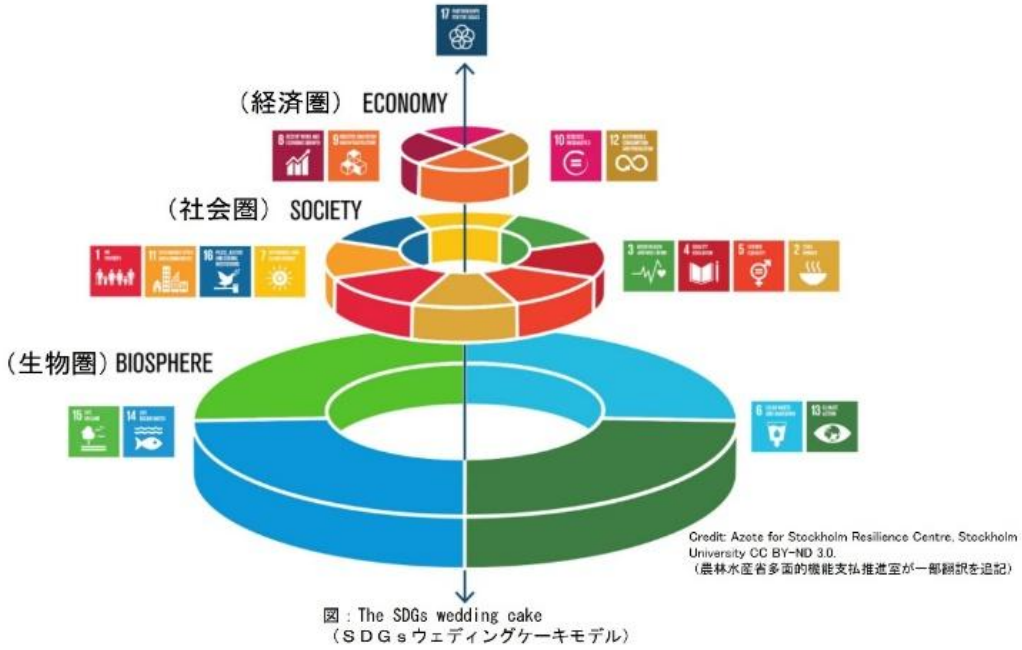

図：The SDGs wedding cake
（ＳＤＧｓウェディングケーキモデル）

（４）循環型経済への移行

国連環境計画国際資源パネル（ＵＮＥＰＩＲＰ）の「世界資源アウトルック 2024」では、世界の天然資源の採取と加工が、地球全体の温室効果ガス排出量の要因の55%以上、陸域の生物多様性の損失と水ストレスの要因の 90%以上、粒子状物質による健康影響の要因の最大 40%を占めており、これら採取・加工による気候及び生物多様性への影響は、気候変動を 1.5℃未満に抑制し生物多様性の損失を防ぐための目標をはるかに超過していると指摘されています。

循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、経済社会システムそのものを循環型に変えていくことが必要とされています。

図表２－１－６　線形経済から循環経済へ

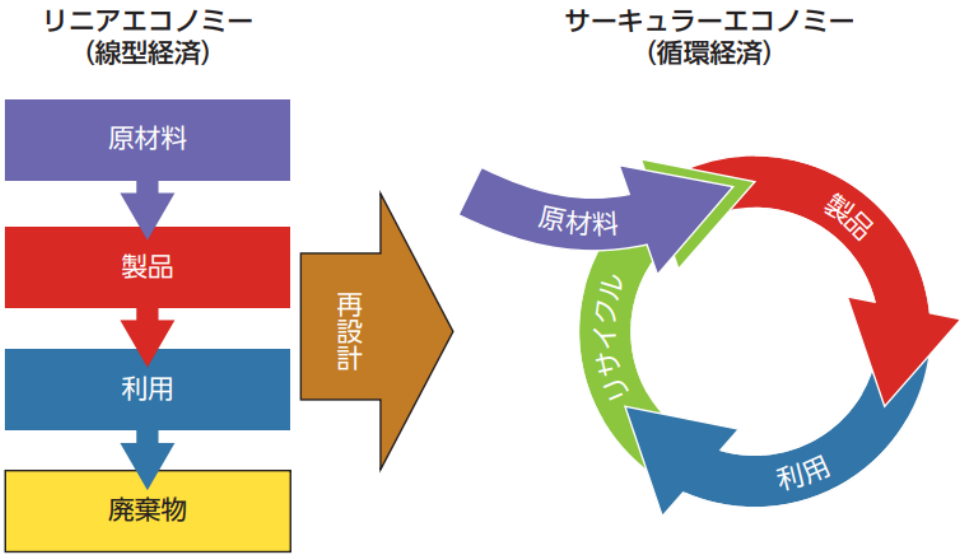

出典）令和 8 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

（５）国内の動き

日本では、令和３（2021）年に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が策定され、最終到達点として「脱炭素社会」[2]を掲げ、2050 年カーボンニュートラルに向けた基本的考え方、ビジョン等を示し、脱炭素社会の実現に向けて各部門の対策や横断的施策を進めていくこととしています。

令和６（2024）年に「第六次環境基本計画」が策定され、「現在及び将来の国民一人ひとりの生活の質、幸福度、ウェルビーイング[3]、経済厚生の向上」を最上位の目的とし、市場的価値と非市場的価値の双方において「新たな成長」の実現を図っていくことが示されました。

---

[2] 脱炭素社会とは、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）を達成すること。

[3] ウェルビーイングとは、多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

（６）本市の取組

本市では、人と自然が健全に共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市となることをめざし、平成 10（1998）年 6 月に「福島市環境基本条例」を制定しました。この条例に基づいて、平成 12（2000）年 3 月に「福島市環境基本計画」を策定しています。

平成 23（2011）年に第２次、そして令和３（2021）年に「安心安全で誇りがもてる環境を 守り 未来に向け つなぎ 創出する 環境共生都市 ふくしま市」を目指す環境都市像として、第３次福島市環境基本計画（計画期間：令和３（2021）年度～令和８（2025）年度）を策定しました。この計画では、温室効果ガス排出削減対策やごみの減量化、原発事故によって放出された放射性物質による環境汚染からの再生など、環境問題の解決に向けた取組を進めました。

しかし、この間、進行する人口減少、地球温暖化へのさらなる対策、ごみの一層の減量化・資源化、自然や景観、生物多様性の保全、クマをはじめとする鳥獣被害対策など、環境を取り巻く新たな課題や複合的な課題への対応が急務となっています。

こうした国内外の様々な情勢の変化や、本市が直面している課題を踏まえ、今後の環境政策のあり方を示す新たな環境基本計画を策定する必要があります。

第２節　気候変動の現状と課題

本市では、令和３（2021）年２月に「福島市脱炭素社会実現実行計画」を策定し、令和５（2023）年８月には同計画を改定して、国の目標を上回る温室効果ガス排出量削減目標を設定し、取組の強化を図ってきました。

１）温室効果ガス実質排出量

本市の温室効果ガス実質排出量は、再生可能エネルギーの導入等により減少傾向となっています。令和５(2023)年度は平成 25（2013）年度比で、817 千ｔ-CO_2、約 32.8%減少しました。

令和 12（2030）年度 55%削減に向けて更なる取組の強化が求められています。

図表２－２－１　温室効果ガス実質排出量の推移

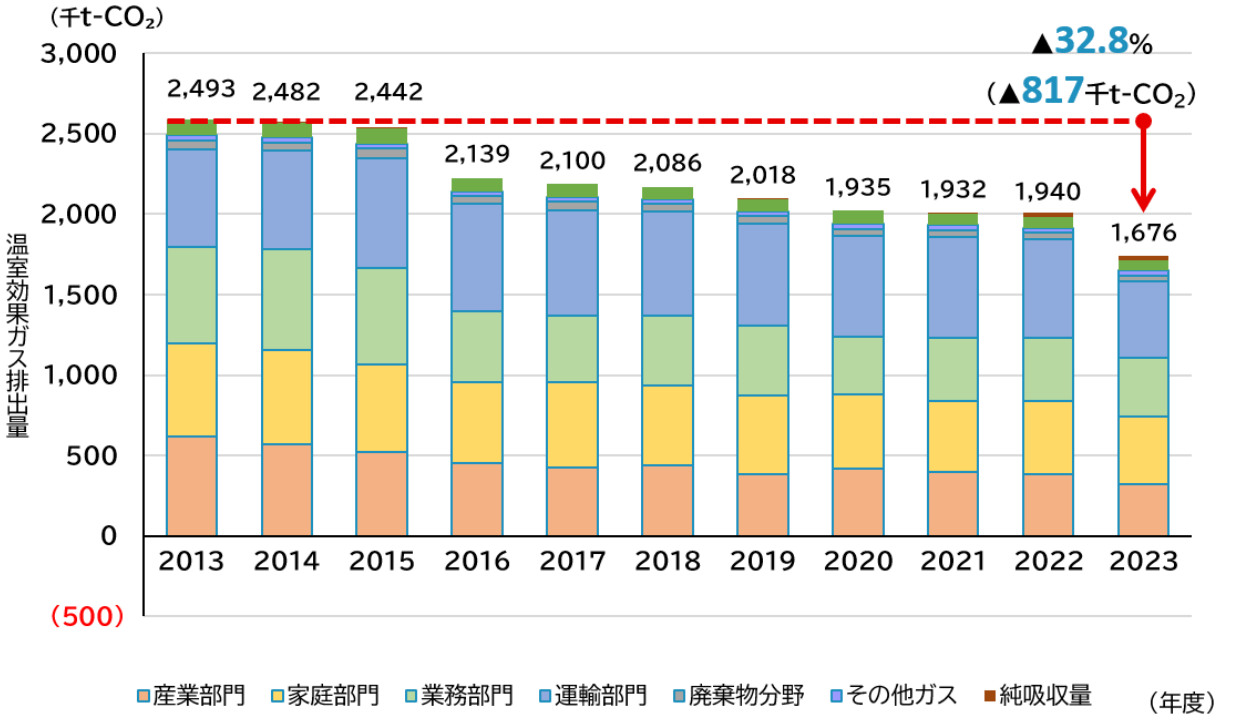

出典）「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」（環境省）に基づき作成

２）再生可能エネルギー

令和７（2025）年度の市内の電力消費量に対する再生可能エネルギー発電量の割合は 62.2%で、平成 25（2013）年度と比較して約２倍に増加しています。

一方で、山地等へ相次いで設置されたメガソーラーは、自然破壊や景観の悪化を招き、発電区域からの土砂の流出など災害リスクも顕在化しました。本市では、こうした状況を踏まえ、令和５（2023）年８月 31 日に「ノーモア・メガソーラー宣言」

を行い、山地への大規模太陽光発電施設の設置は望まないとする一方、地域共生型の再生可能エネルギーの導入には積極的に取り組むことを表明しました。

また、令和７（2025）年４月１日には「福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例」を施行し、本市の美しく豊かな環境を守るため、発電施設が設置できない区域を定めました。さらに、市民の安全安心を守るため、設置のためには市長の許可を必要とし、設置・管理に関しても独自の基準を定めて、再生可能エネルギー発電施設の設置によってもたらされるリスクを軽減する取組を進めています。

今後は、大規模な開発を要するメガソーラーや風力発電に頼ることなく、地域と共生する再生可能エネルギーの導入を推進することが必要です。

図表２－２－２　市内の電力消費量に対する再エネ発電量の割合の推移

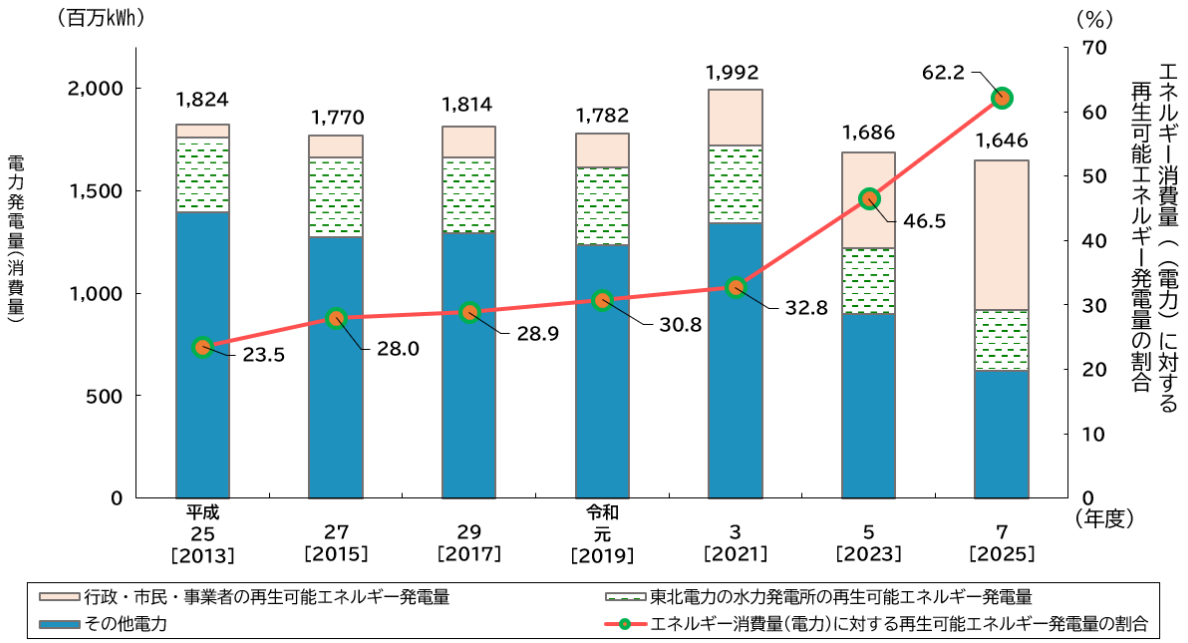

注　令和３（2021）年度より算定方法を一部変更しています。

出典）東北電力(株)福島営業所，資源エネルギー庁，東北自然エネルギー(株)，(株)元気アップつちゆ

３）省エネルギー

令和５年度の本市１世帯当たりの年間二酸化炭素（CO_2）排出量は、平成 25（2013）年度比で約 32.4%減の 3,417 kg-CO_2 となっています。減少傾向ですが、減少幅は鈍化しています。

省エネルギー型のライフスタイルの普及・定着や省エネルギー機器の導入促進を図り、経済活動を低下させることなくエネルギー効率の改善を高めていく必要があります。

図表２－２－３　家庭における１世帯当たり年間ＣＯ₂排出量の推移

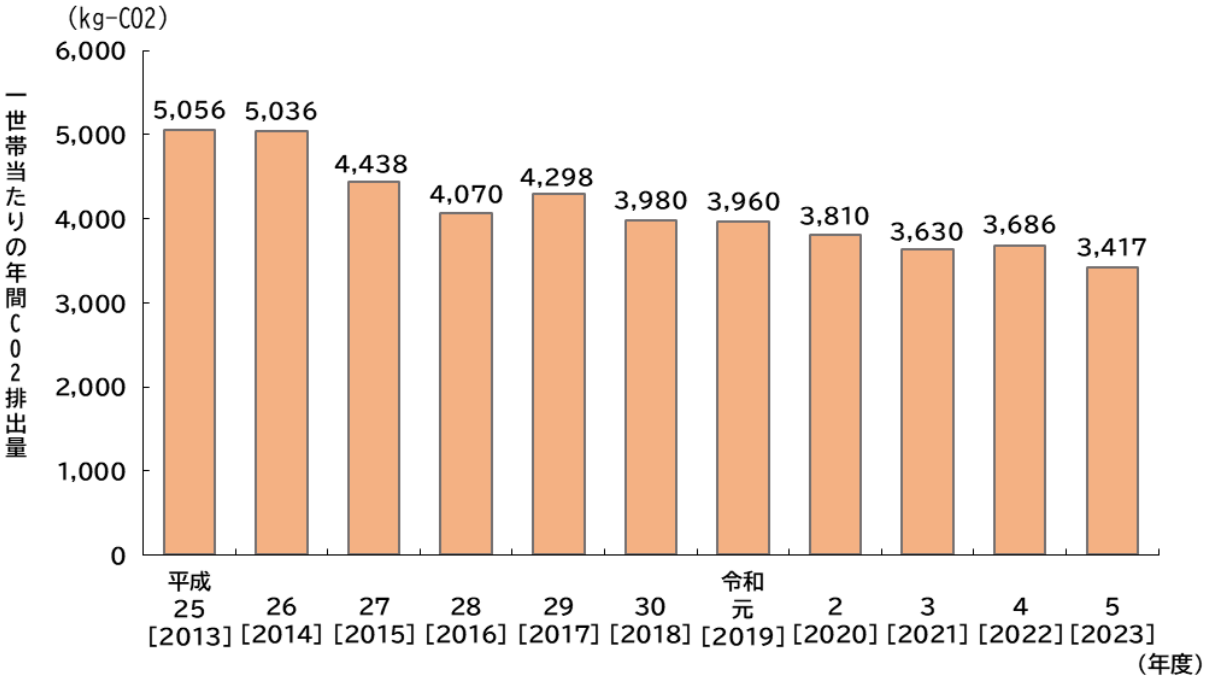

出典）都道府県別電力需要実績（経済産業省）、都市ガス供給量(福島ガス(株))のデータ等により作成

４）気候変動の影響への適応

地球温暖化による気候変動は、洪水や干ばつ、酷暑やハリケーンなどの異常気象の増加・激化や、生物種の大規模な絶滅を引き起こす可能性も指摘されています。

本市においても、年間降水量の減少及び日平均気温の上昇が見られるとともに、年間猛暑日・真夏日は増加する一方で、年間真冬日は減少しています。また、令和元（2019）年 10 月には、令和元年東日本台風（台風第 19 号）による過去最大級の豪雨で市内を流れる河川の氾濫や家屋への浸水など大きな被害を受けました。

気温上昇によって熱中症のリスクも高まります。本市では、過去５年間に 1,028 人の方が熱中症（疑いを含む）により救急搬送されました。

福島地方気象台・仙台管区気象台発表の「福島県の気候変動」では、21 世紀末（2076～2095 年）の福島県の年平均気温は、追加的な温暖化の緩和策を取らなかった場合、20 世紀末と比べて約 4.6℃上昇、年間猛暑日日数が約 14 日増加、降水については、１時間に 30㎜ 以上の雨の回数（東北地方）が約 3.1 倍に増加すると予測されています。健康被害、大雨による災害発生や水不足などリスクの増大、農業や生態系など幅広い分野への影響が懸念されています。

図表２－２－４　熱中症救急搬送人員の推移

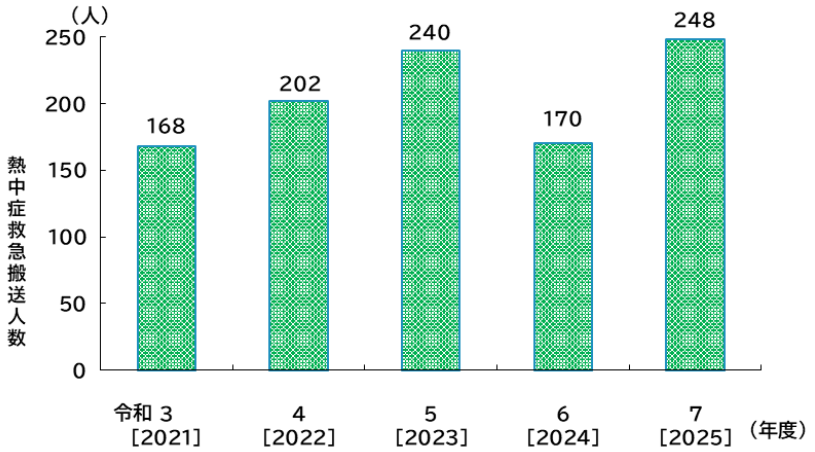

資料）福島市消防本部



※猛暑日は日最高気温が 35℃以上の日
※ここでの熱帯夜は日最低気温が 25℃以上の日

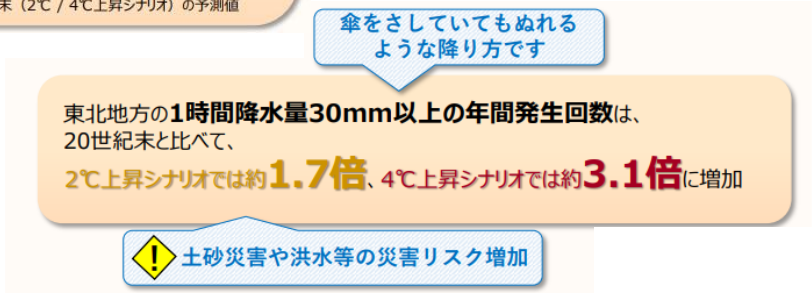

出典）福島地方気象台・仙台管区気象台「福島県の気候変動」より抜粋

第３節　資源循環の現状と課題

国は、令和６（2024）年８月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。その中では、循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環・高付加価値型の経済システム（サーキュラーエコノミー[4]）への移行を推進することが必要不可欠としています。

さらに、海洋プラスチックごみ問題等を契機として、令和３（2021）年６月にあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を制定しました。

また、食品ロスの削減に関し、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が令和２（2020）年に閣議決定されました。

このような国の動向を踏まえ、本市でも、あらゆる関係者が連携して資源をできるだけ循環させる仕組みを創り出し、地域経済の活性化や魅力あるまちづくりに資する取組を推進する必要があります。

１）ごみの総排出量

本市のごみの総排出量は、平成 23（2011）年３月に発災した東日本大震災を機に増加に転じました。平成 27 年度をピークに減少に転じているものの、依然として高止まりの状態が続いています。

そのため、１人１日当たりのごみ排出量 890ｇを目標とした「ごみ減量大作戦」を展開してごみ減量に努めるとともに、令和７年３月１日には「福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を改正し、「市民の責務の明確化」と「開封調査の導入」を図ったことで、ごみの減量及び分別が促進され減少傾向が続いています。

また、食品ロスの削減に向けて、エコクッキング[5]やてまえどり[6]の推進、フードシェアリングサービス「ふくしまタベスケ」の導入、フードドライブの実施、「2020運動」の普及啓発、３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）＆食品ロス削減推進協力事業所・店舗の募集等に取り組んでいますが、令和４（2022）年度時点で推

[4] サーキュラーエコノミーとは、資源を大量に採取し、大量に製品をつくり、大量に廃棄するという従来のリニア型経済に代わり、資源をできるだけ長く、効率的に使い続けることで廃棄物を無くす経済モデルのこと。資源の循環、再利用、再生を通じて環境負荷を最小限に抑えつつ、持続的な経済成長と人々のウェルビーイングを実現する試み。

[5] エコクッキングとは、環境への配慮や食品ロス（食べられるのに捨てられてしまう食べ物）の削減を目指し、「買い物・調理・食事・片づけ」の各段階で工夫する持続可能な食事の取り組みのこと。

[6] てまえどりとは、購入してすぐ食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動のこと。

計 6,834t（家庭系・事業系を合わせた資源にできない燃やすごみのうち、約８％）の食品ロスが焼却されています。

このような現状から、市民、事業者、行政が連携し、食品ロスを含むごみの削減に向けた取組を推進していくことが求められています。

図表２－３－１　ごみ総排出量の推移

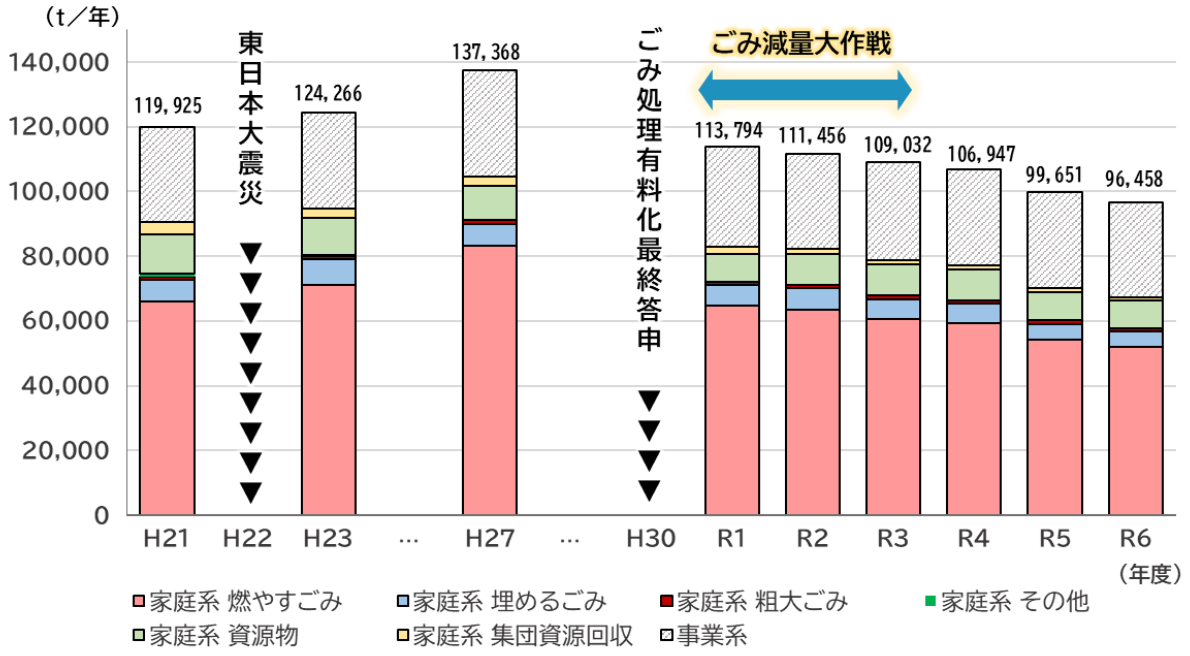

資料）福島市ごみ政策課調べ

図表２－３－２　１人１日当たりのごみ排出量の推移

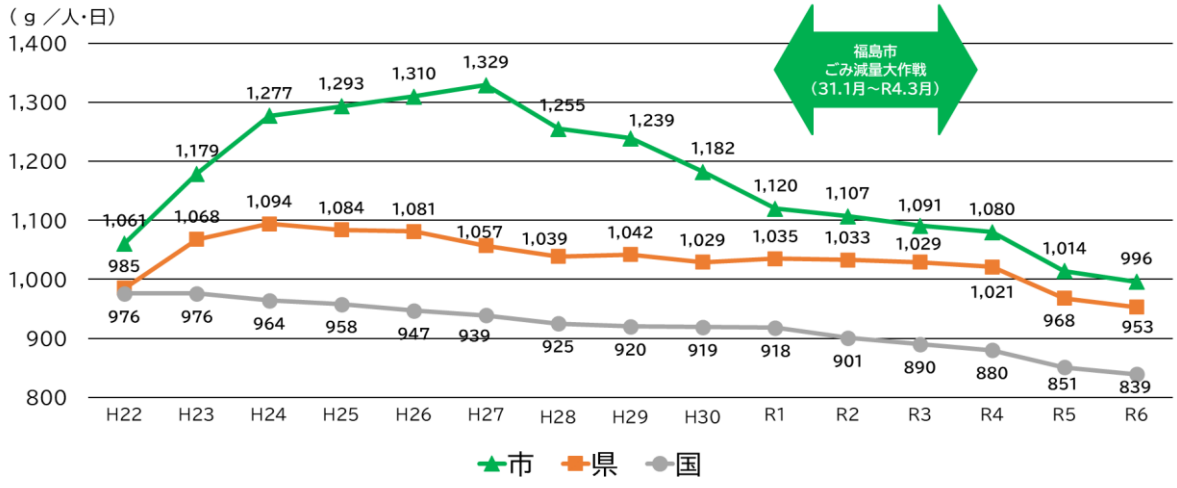

資料）「福島市一般廃棄物処理基本計画」より

２）リサイクル率

本市のごみのリサイクル率は令和６（2023）年度で 12.0%となっています。平成23（2011）年度以降、資源化量は減少傾向で推移しており、リサイクル率は令和元

（2019）年度までは減少していたものの、令和２（2020）年度以降は増加傾向ですが、全国平均や福島県と比較すると低水準となっています。

リデュース（ごみを出さない）・リユース（繰り返し使う）を重点的に取り組むことによって、ごみ自体の排出量を減少させるとともに、資源を有効に利用するため、リサイクル（再資源化する）の取組を充実させることが必要です。

本市では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき、容器包装廃棄物の３Ｒを推進し、最終処分量の削減を図ることを目的とした「第 10 期福島市分別収集計画」を令和４（2022）年６月に策定しました。資源にできない埋めるごみ（不燃ごみ）として収集している製品プラスチックの回収検討に向けた実証事業を行い、リサイクル率向上の取組を進めます。

図表２－３－３　リサイクル率の推移

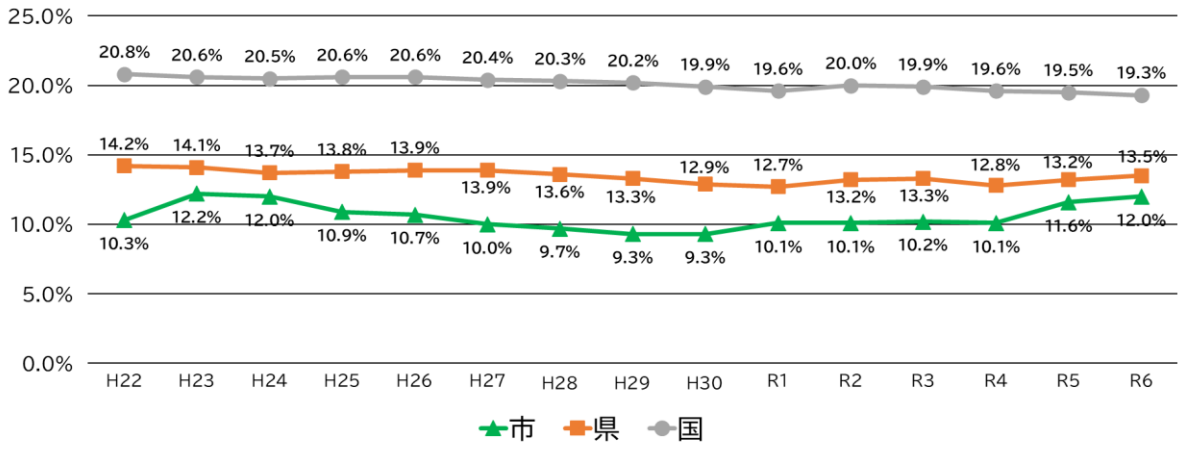

出典）環境省「一般廃棄物処理実態調査」

コラム

福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について ～ごみの適正排出に向けて～

事業者による家庭用ごみ集積所への不法投棄を防止するとともに市民の分別意識を高め、ごみの減量及びリサイクルの推進を図るため、開封調査等を可能とする新たな規定を設けることで、もって市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的に改正を行いました。

【対象となるごみ】

①家庭ごみ：排出ルールが守られず特に悪質度が高いと判断されたごみ

（例）資源物が袋の半分以上混入している資源にできない燃やすごみ（可燃ごみ）

②事業系ごみ：通常家庭から排出されたとは考えにくく事業系ごみの可能性が高いごみ

（通報等により事業者が排出したことが明らかな場合を含む）

（例）大量の生ごみや調味料の容器、毛髪、建築廃材、農業用資材など

※①、②のいずれにおいても外見からの情報で排出者が特定できない場合に限定。

【ごみ集積所での違反ごみ対応フロー】

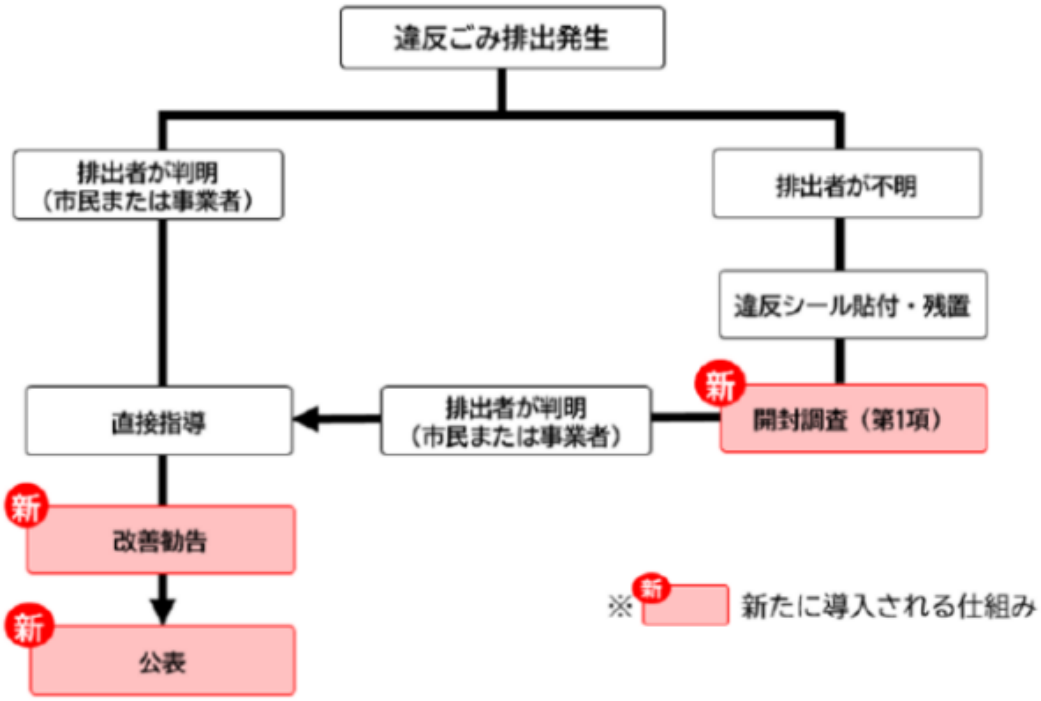

第４節　自然環境の現状と課題

本市は、自然に対する理解を深め、環境を大切にする意識を育むため、市民に対して自然とふれあう場や機会を提供するとともに、自然環境の保全活動への積極的な参加を促進する必要があります。

国では、「生物多様性基本法」に基づき、「生物多様性国家戦略 2023-2030」を令和５（2023）年３月に策定しています。2030 年に向けた目標として「ネイチャーポジティブ[7]の実現」を掲げ、重点的に取り組む５つの基本戦略「生態系の健全性の回復」「自然を活用した社会課題の解決」「ネイチャーポジティブ経済の実現」「生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動」「生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進」を示し、各種施策を推進しています。

また、令和５（2023）年度から「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」に認定し、令和７（2025）年４月より、自然共生サイトを法制化した「地域生物多様性増進法」が施行されました。

本市は豊かな自然に恵まれており、生物多様性を育みながら、自然環境を保全していくことが求められています。また、生態系バランスを良好に保ち、豊かな生物多様性の恵みを持続的に利用していくため、市民の理解を得ながら希少野生動植物の保護や生息環境の保全、外来生物対策、農作物被害の阻止を含めた有害鳥獣対策、近年被害が急拡大しているツキノワグマ対策などを講じる必要があります。

図表２－４－１　有害鳥獣による農作物被害

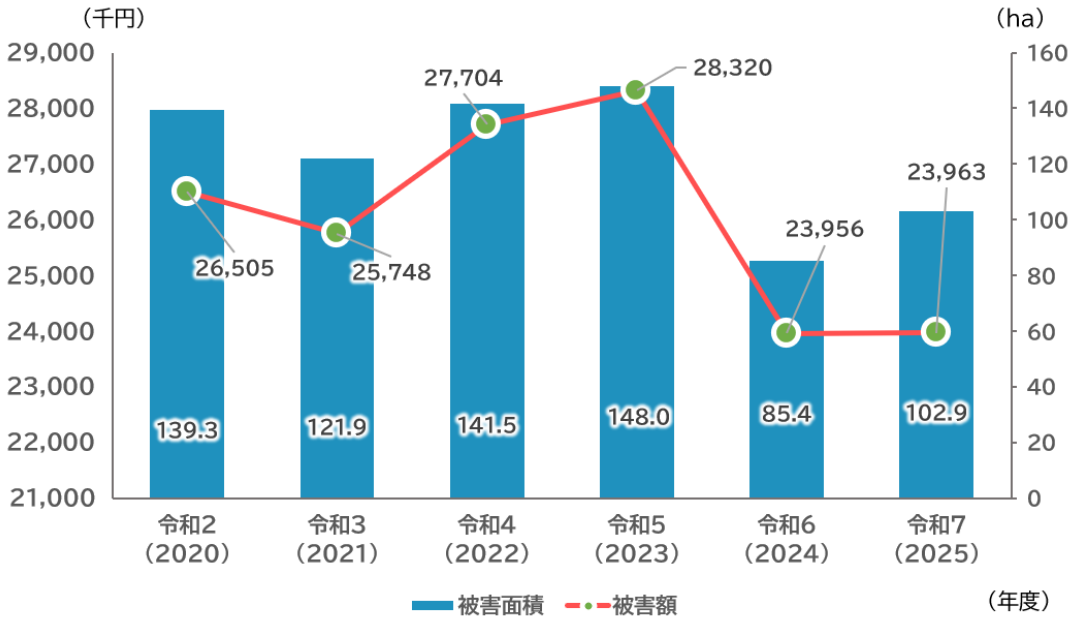

※各年度 3 月 31 日現在　※対象鳥獣は、ニホンザル、イノシシ、カラス

資料）福島市農業・農村振興計画

[7] ネイチャーポジティブとは、日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指す。これまでの自然環境保全の取組だけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていこうという趣旨。

図表２－４－２　県内におけるツキノワグマ目撃件数及び人身被害件数

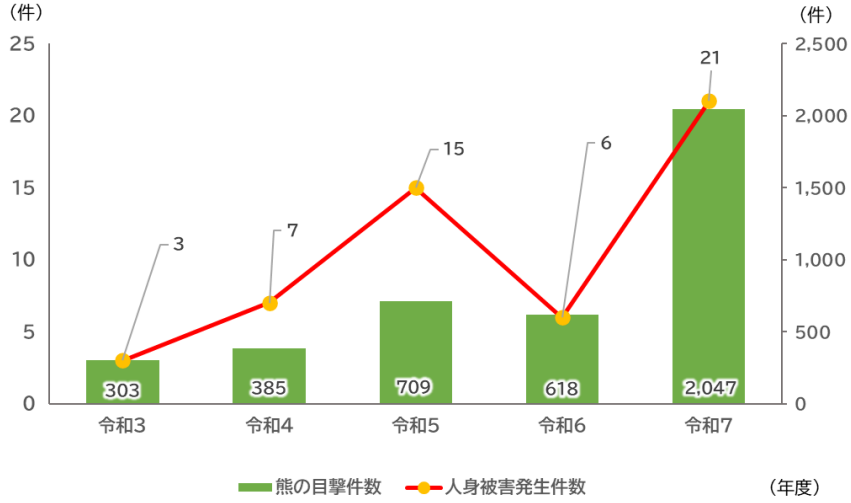

資料）環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室ＨＰ

第５節　生活環境の現状と課題

豊かな自然に恵まれた本市の自然環境は、災害から市民を守り、水資源、多様な生物や歴史・文化を育む場となってきましたが、一方で、私たち人間の活動は、こうした自然環境に負荷を与え続けています。

昭和 30（1955）年以降の高度経済成長期、わが国では、産業活動に伴う数多くの公害[8]が社会問題となっていましたが、法令による規制や環境基準の設定、事業者が守るべき基準が設けられ、生活環境は大幅に改善されました。

しかし、酸性雨や微小粒子状物質（ＰM2.5）、光化学オキシダントなどの大気汚染、マイクロプラスチックによる海洋汚染や生態系への影響に対する懸念、有機フッ素化合物の一つであるペルフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）などの課題が依然として存在しています。

また、新たな課題として、東日本大震災以降全国で進められてきた再生可能エネルギー推進施策は、メガソーラーや風力発電施設の大規模な山林開発を助長し、自然破壊や景観の悪化といった負の側面も生じさせています。

こうした私たちの身近な生活環境の課題は複雑さを増し、常に柔軟な対応が求められています。今後もこれら課題の監視を継続し、私たちの生活の基盤となる安全安心な生活環境を守る取組が必要です。

図表２－５－１　環境基準及び準用基準の達成率（ＢＯＤ75%水質値）

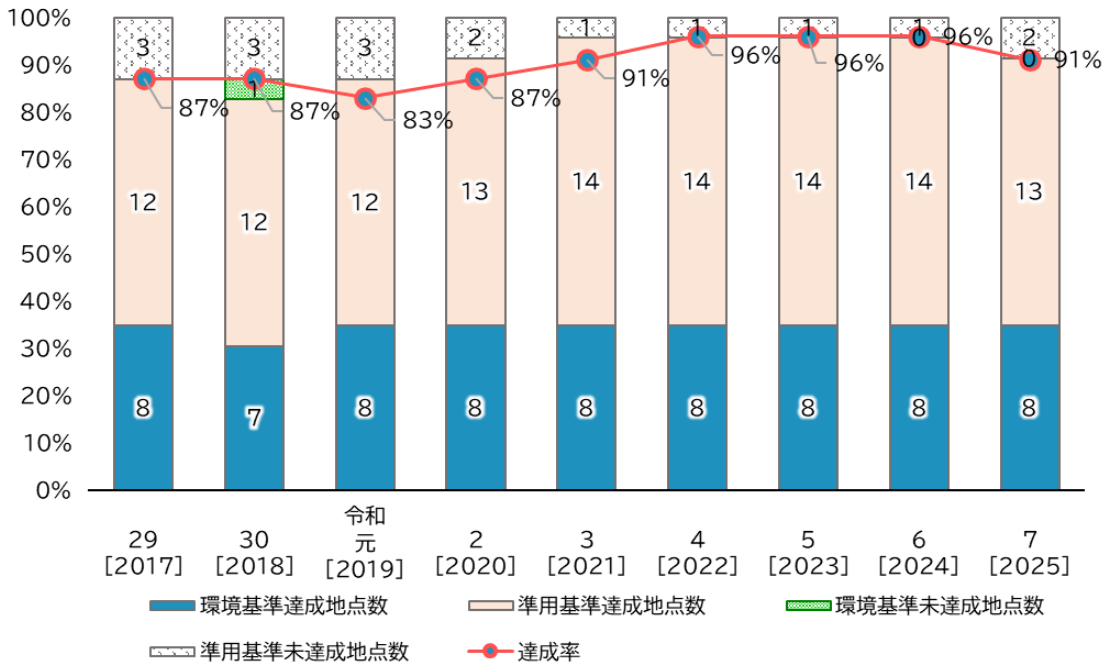

資料）福島市環境衛生課調べ

[8] 公害とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる、相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること。

図表２－５－２　福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例の禁止区域とメガソーラー及び風力発電施設位置図

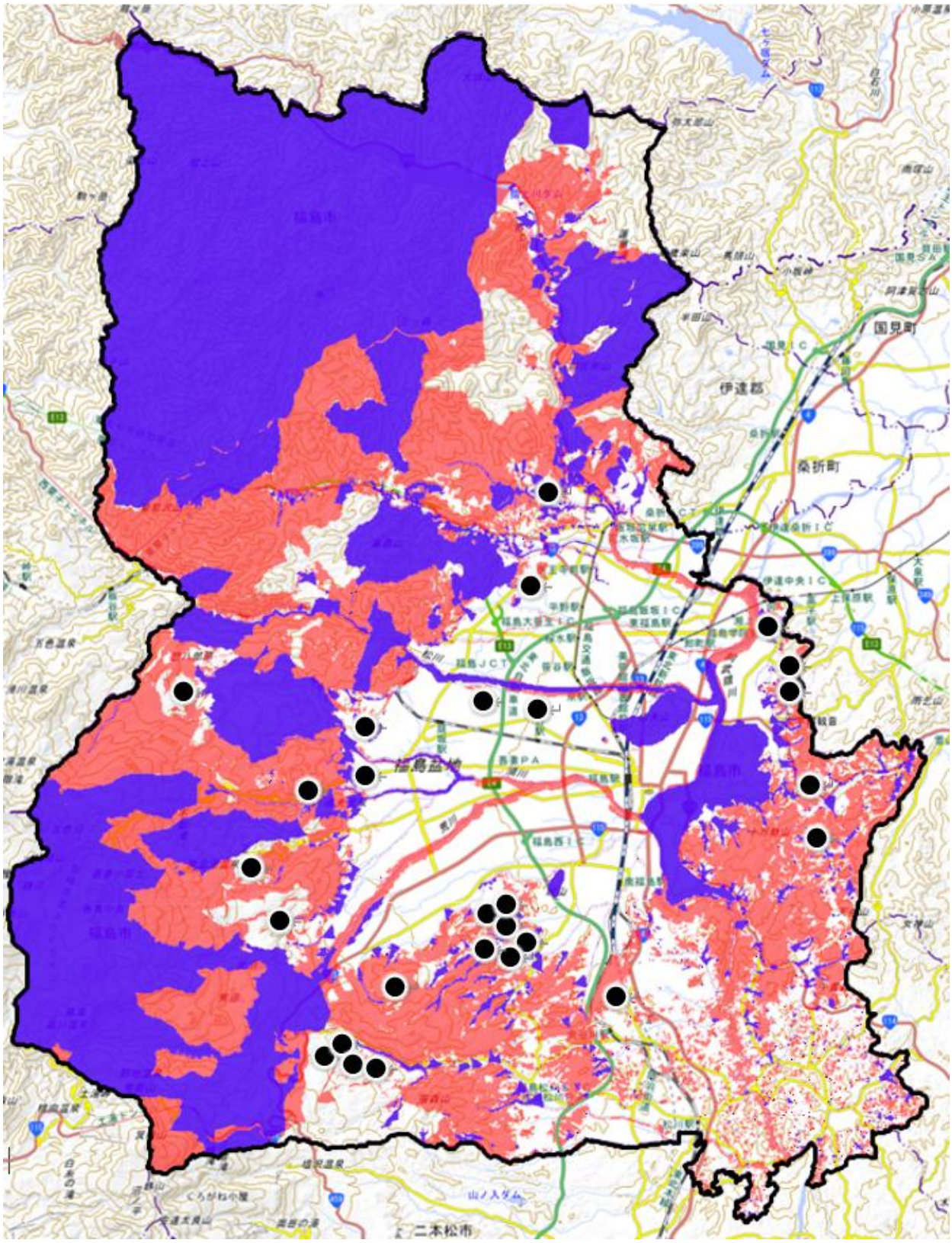

※紫色の範囲は風力発電施設の禁止区域、紫色及び朱色の範囲は太陽光発電施設（屋根置き除く 10kW 以上のもの）の設置禁止区域、●はメガソーラー及び風力発電の位置を表す。

資料）福島市環境政策課

第６節　原子力災害からの環境再生の現状と課題

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故後、土壌等の除染の措置や汚染廃棄物の処理など環境再生の取組が進められてきました。平成 30（2018）年３月には、全ての市町村（帰還困難区域を除く）で面的除染が完了しています。除去土壌についても、令和８（2026）年３月末時点で、中間貯蔵施設への累計搬入量約 1,430 万㎥と、ほとんどの県内市町村で輸送が完了し、本市では、現場保管の早期解消に向けて、引き続き取組を進めています。

放射線に対する不安軽減と健康管理については、健康講座等の機会を捉えて放射線に関する正しい知識の普及啓発に努めています。

空間放射線量については、公共施設など 158 か所(令和８年度)を定期的に測定し、結果を市のホームページなどで公表しています。また、市内全域の空間放射線量の状況については、毎年「全市放射線量測定マップ」を作成して公表しています。

農作物・食品等の放射性物質の測定については、食品を細かく刻まずに測定できる「非破壊式放射能測定装置（食品等まるごと測定器）」を導入し、市内５か所（令和８年４月１日時点）で飲料水や自家消費農作物等、食品中に含まれる放射能の測定を行っていますが、多くの農産物では基準を超える放射性物質が検出されていません。

しかしながら、山林の大部分は除染されておらず、山で採れた山菜や野生のキノコなどは現在も出荷制限の対象となっています。未だに放射性物質の基準値を超過するものがあるなど、原子力災害の影響は完全に無くなっていません。

今後も、中長期的な視点に立って市民の健康管理や心のケア、風評払拭、放射線や食の安全に係る正確な情報の積極的な発信に取り組むとともに、市民が安心感を得られる取組が求められています。

図表２－６－１　食品等の測定状況

品目等	測定件数	検出	検出内訳	
			基準値内	基準値超過
飲　料　水	２９	０	０	０
農作物等	１，０１４	１２０	７２	４８
食　　品	５６	５	３	２
そ　の　他	５	０	０	０
計	１，１０４	１２５	７５	５０

※農作物は出荷用を含まない

出典）令和 7(2025)年度食品等簡易放射能測定結果より作成

図表２－６－２　平均環境放射線量の推移

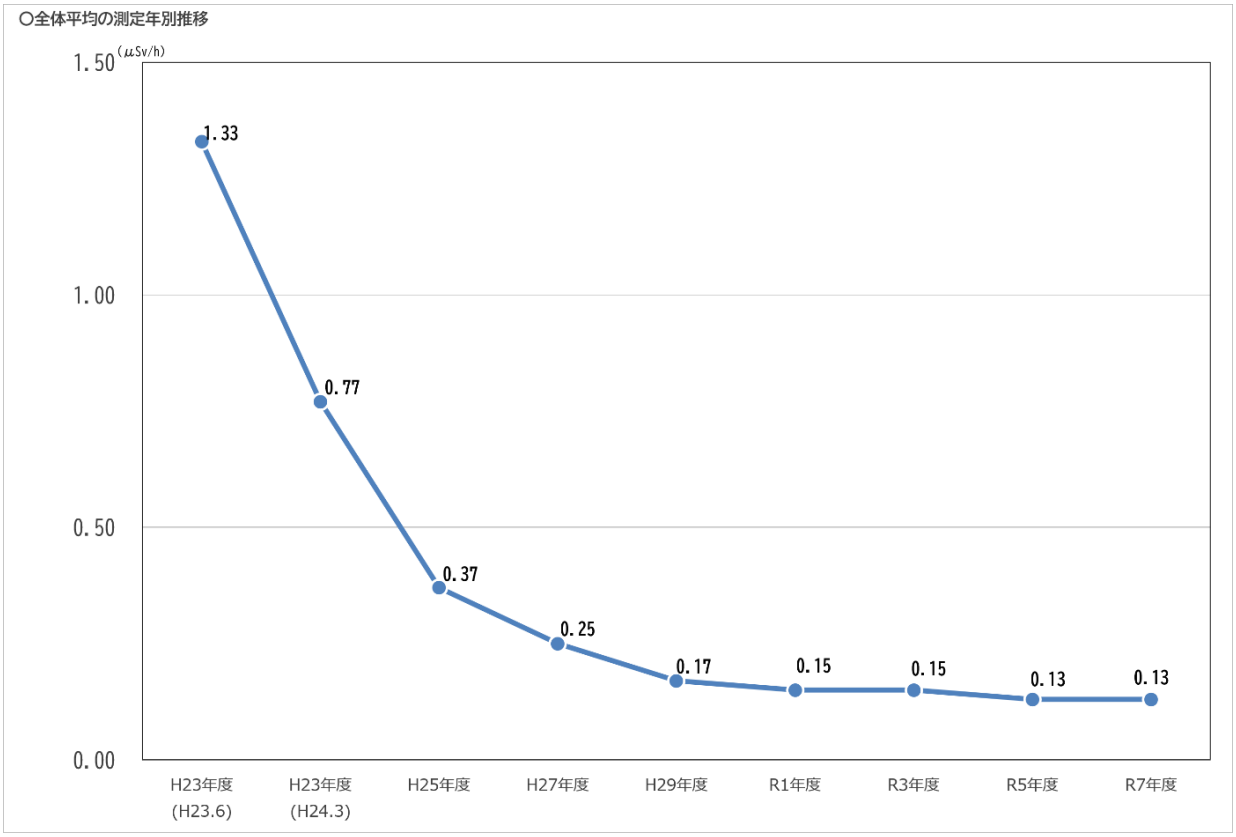

資料）福島市環境衛生課

第７節　地域づくり・人づくりの現状と課題

環境問題は、身近な生活環境から地球温暖化など地球規模の環境に関する問題まで多種多様化し、かつ経済・社会に関する問題も絡まり複合化しています。

本市の健全で恵み豊かな自然を守り、快適な都市環境を将来に引き継いでいく持続可能なものとするためには、経済社会活動の基盤が環境であることを念頭に置き、経済社会活動が環境への負荷の増大につながらないよう、持続可能な地域に転換していくことが必要です。

市民一人ひとりが環境における地域資源の価値を再認識するとともに、あらゆる関係者が「全員参加型」でパートナーシップを形づくり、持続可能な社会を実現するために共創[9]を図ることが不可欠です。そして、環境行動の裾野を社会全体に広げていくために、世代ごと、立場ごとに応じた環境保全活動に取り組んでいく必要があります。

そのためには、環境活動を実践・牽引し、関係者をつなぐ人材・組織を育成していくことが重要です。そのうえで、あらゆる機会、多様な媒体や手法を通じた環境学習や環境教育、環境情報の発信・啓発などの充実が求められています。

コラム　環境教育を通じた高校生による地域循環共生圏づくり

周防大島にある唯一の高校である山口県立周防大島高等学校では、島全体を学びの場とする「島じゅうキャンパス」のコンセプトの下、学校独自教科「地域創生」を設定し、多様なステークホルダーと連携しながら地域循環共生圏づくりに取り組む授業を展開しています。このうち普通科の科目「フィールドワークⅡ」では、「政策アイデアコース」の生徒が地域の魅力を活かしつつ地域経済活性化等の課題解決を目指すエコツーリズム企画の考案や、島の環境資源であるニホンアワサンゴの保全を目指したクラウドファンディングの実施など、持続可能な地域づくりについて学習・実践しました。このように、学校自体がその地域づくりの中間支援機能を発揮しています。

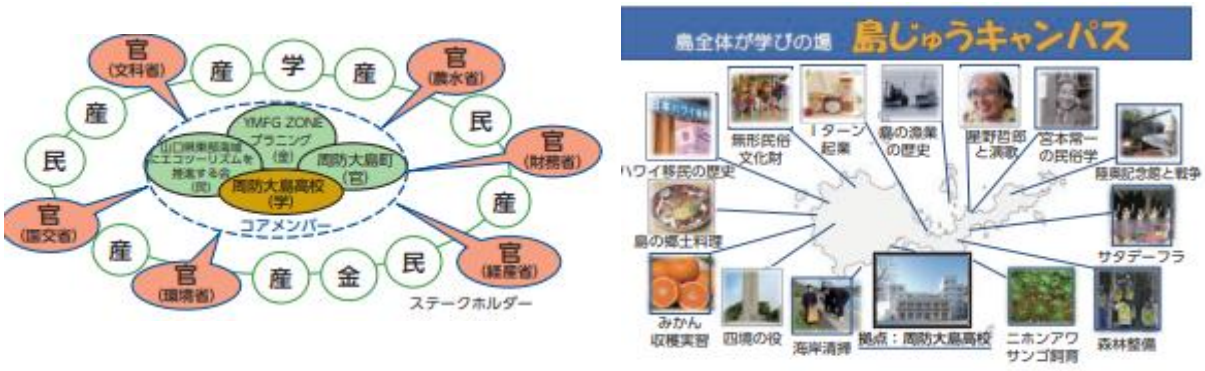

出典）令和６年版　環境白書

[9] 共創とは、世代や性別等に関わらず、多様な主体がお互いの立場を理解し合い、目標設定の段階から連携し、解決しなくてはならない「地域の課題」を把握・共有しながら、地域としての新たな魅力や価値を共に創り上げていくこと。

第８節　市民・事業者の環境に関する意識

環境に関する意識や取組状況を把握するため、令和６（2024）年度に実施した市民・事業者を対象としたアンケート調査及び大学生等を対象にしたワークショップで明らかとなった「本市の環境施策に対する満足度・重要度」、「望ましい環境像のイメージ」は以下のとおりです。

１）本市の環境施策に対する重要度・満足度

「満足度が低く、希望充実度が高い」とされた施策について、市民からは、「景観の保全」、「鳥獣による被害対策」、「美しいまちづくり」、「放射性物質による環境汚染」などが挙げられました。事業者からは、「景観の保全」、「ごみの分別・リサイクル」、「鳥獣による被害対策」などが挙げられました。

「景観の保全」、「鳥獣による被害対策」は市民、事業者ともに満足度が低く、希望充実度が高い傾向にありました。

また、地球温暖化対策や再生可能エネルギー、環境関連情報の発信などに関しては、満足度及び充実希望度が低い傾向にあり、カーボンニュートラルに対する意識が低下しています。

図表２－８－１　本市の環境施策に対する重要度・満足度

【市民】

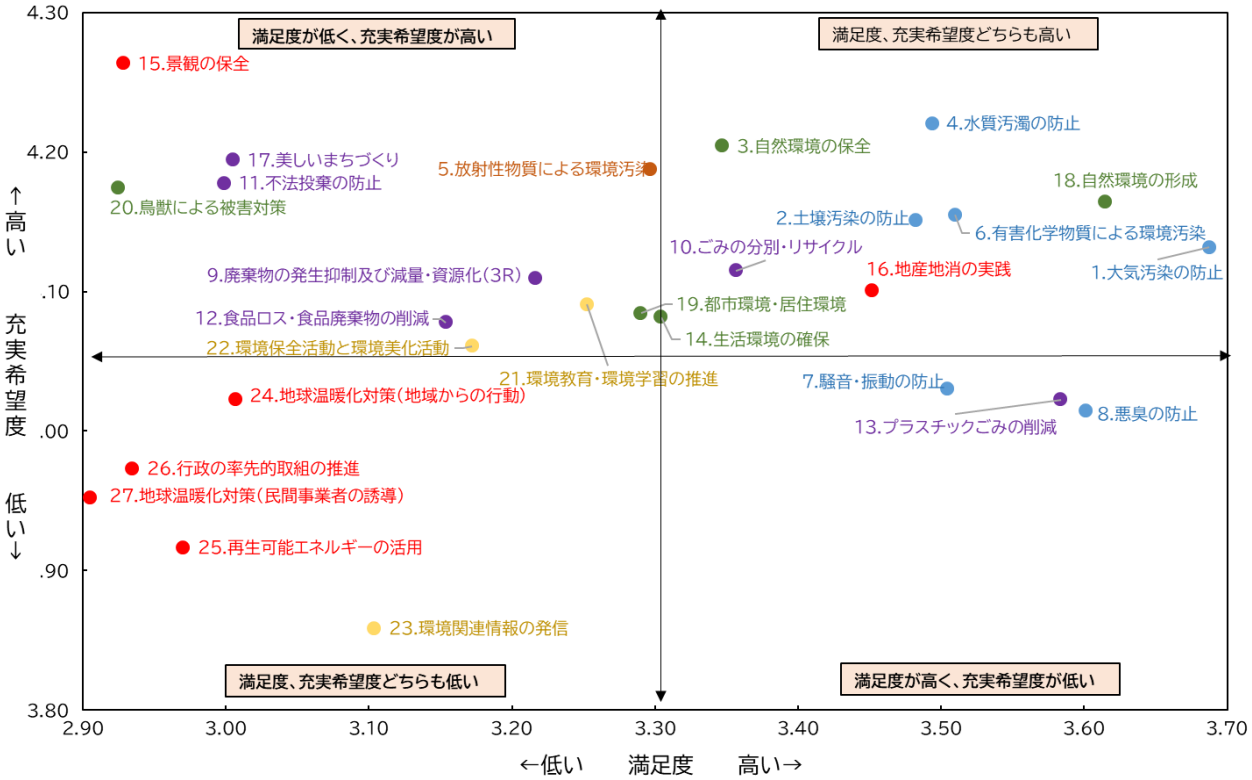

【事業者】

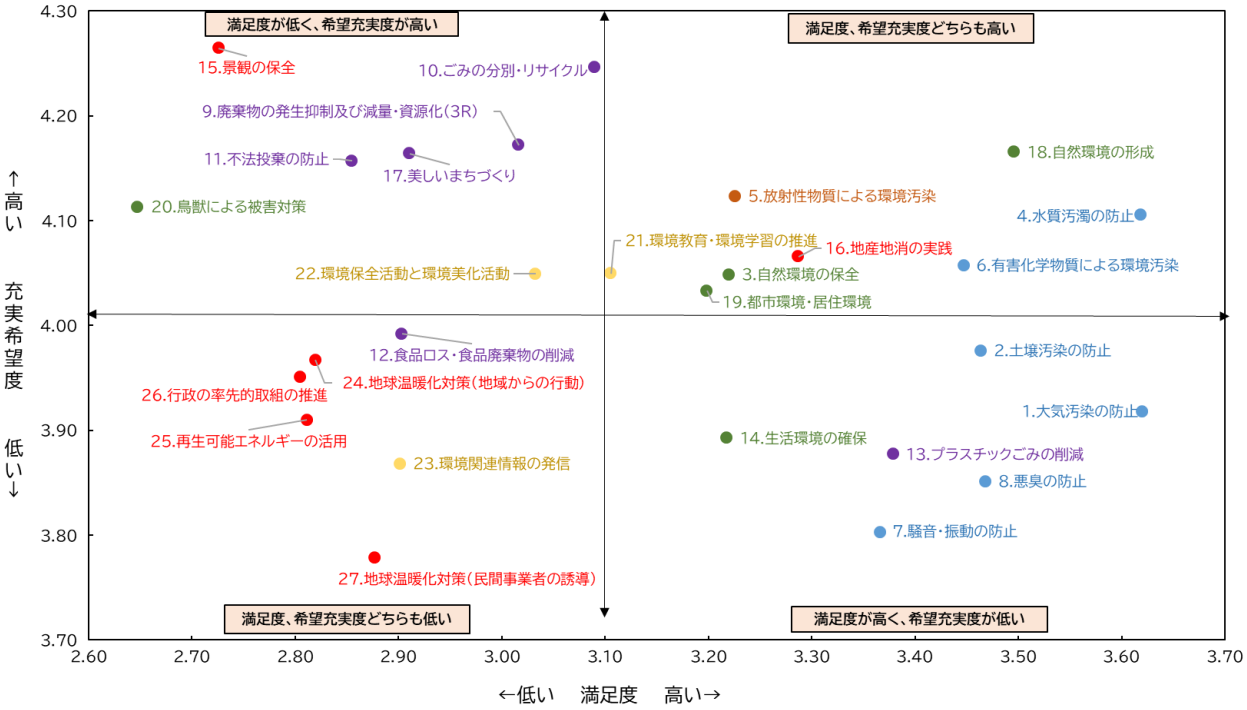

注１　座標の交差点は市民、事業者それぞれの平均値
注２　座標の右側に位置するほど満足度が高く、上に位置するほど重要度が高い施策であることを示します。
注３　環境の施策分野ごとに色分けしています。

２）市民・事業者が望む環境像のイメージ

次期計画に対して望ましい環境像のイメージについて、市民は「美しい景色や景観が見られるまち」（34.2%）、事業者は「ごみの減量やリサイクルなど循環型社会を推進するまち」（42.2%）の割合が最も高くなっています。

令和元（2019）年にも同様のアンケート調査を実施しており、市民アンケートに関しては、「身近に自然の生き物が感じられるまち」が令和元（2019）年と令和６（2024）年との差がとても大きい結果となりました。

令和２（2020）年以降、新型コロナウイルス感染症のパンデミックが社会に大きな影響を与え、外出の機会が減ったことで、自然と触れ合う機会が減少したことや、令和６（2024）年までの間でメガソーラー対応やごみ減量化についての関心が高まったことなどが市民の関心の移り変わりに影響していると考えられます。

図表２－８－２　過年度アンケートとの結果比較

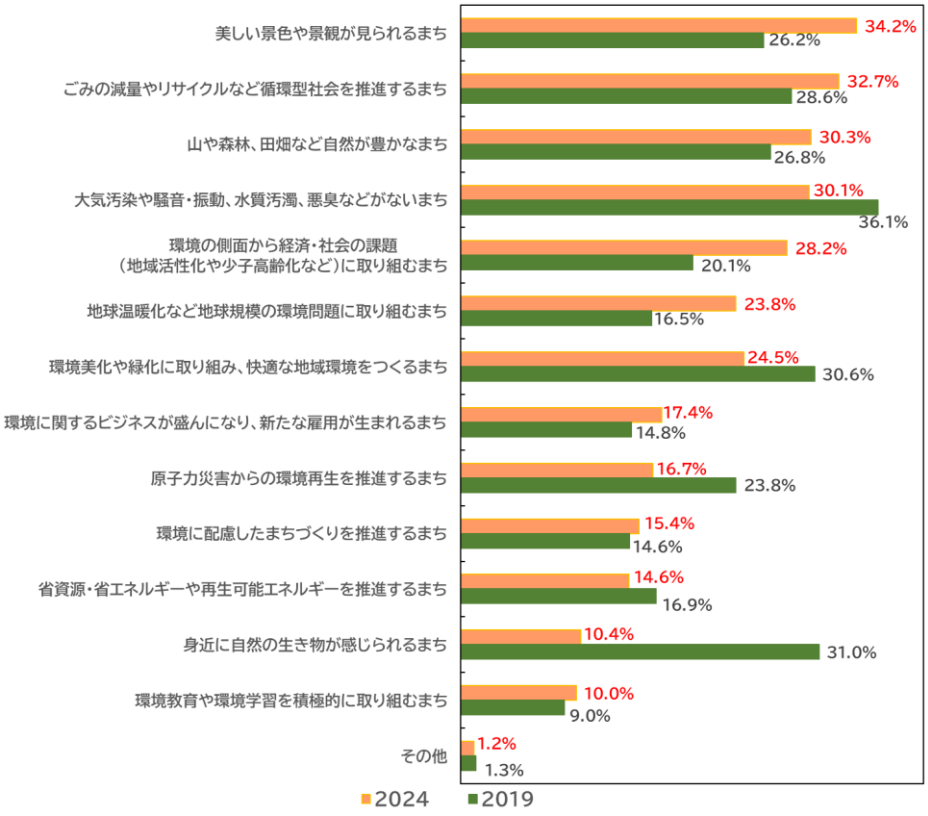

図表２－８－３　市民・事業者が望む環境像のイメージ

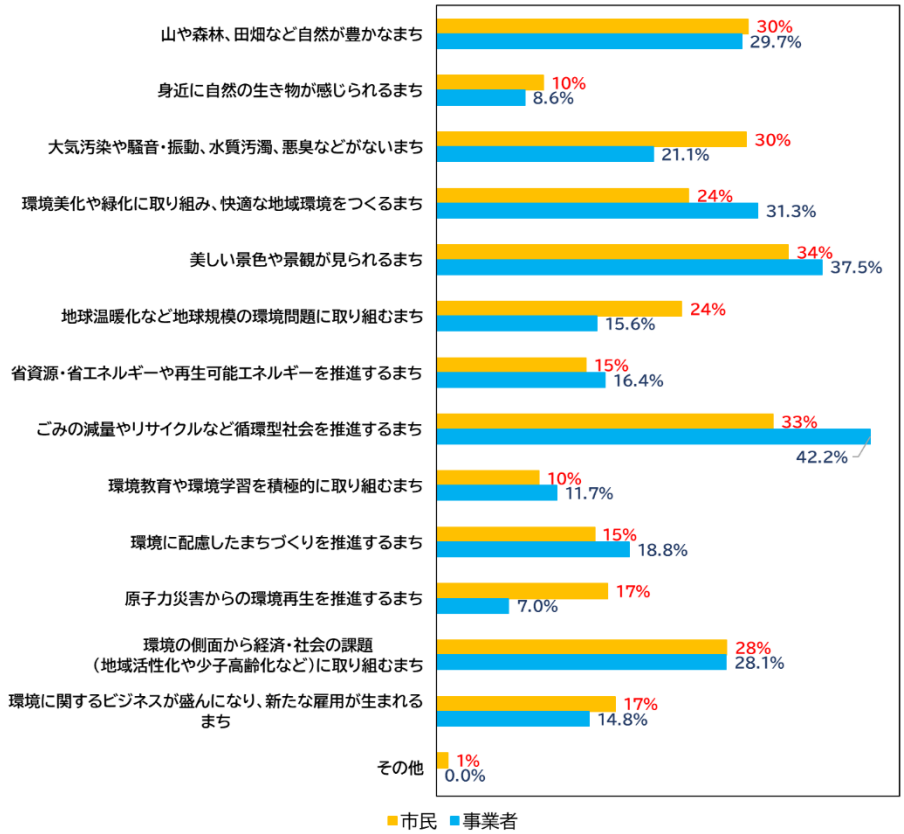

３）環境ワークショップ参加者からの主な意見

（１）気候変動について

- 台風やゲリラ豪雨による被害が増加していることから、ハード整備による災害への備えに加えて、正確な情報発信が必要である。
- 適応策としてミストやクーリングシェルターの設置、街路樹やみどりのカーテンなどＣO2 を吸収するものを設置、テレワークや公共交通機関の充実が必要。

（２）省エネ・再エネについて

- 太陽光発電は導入しやすいが、自然環境との両立を考えたうえで導入する必要がある。
- 一人一人ができる取組があるが、他人ごとになっている。
- 省エネ・再エネに関心がなく、言葉だけがひとり歩きしてしまっている。
- 車がないと生活が成り立たないため、コンパクトシティの実現やモビリティのシェアリングなどの取組を進める必要がある。

（３）生物多様性について

- 山林等の適正な維持管理ができておらず、鳥獣被害が増えてきている。
- 外来生物の増加やポイ捨ての増加などにより福島ならではの自然環境が変化してきている。
- 環境美化活動に対する意識改革が必要である。

（４）ごみ・リサイクルについて

- 適正な分別が行われないため、資源の循環が行われない。分別に対する意識を上げることが重要である。
- リサイクルがなぜ必要なのかを理解していない人が多い。
- 食べ物の選択や食べ残しを減らすような意識が重要。
- 飲食店やコンビニにおける食品ロスを軽減するため、食品の寄付や持ち帰りを推進する必要がある。
- 分別も食品ロスも意識を変えることが重要であるため、SNS 発信や様々なイベントでの啓発活動などを積極的に行っていく必要がある。

第９節　第３次福島市環境基本計画における目標の進捗状況

第３次福島市環境基本計画の進捗状況を評価するため、次の算定方式を用いて、それぞれの進捗率を算出後に評価区分に従い定量的評価を行いました。

【進捗率の算定方式】
（評価年度実績値－基準値）÷（評価年度目標値－基準値）×100
【評価区分】
Ａ評価：進捗率 100%　　Ｂ評価：80%≦進捗率＜99%
Ｃ評価：60%≦進捗率＜80%　　Ｄ評価：進捗率＜60%

	基準値（令和元年度）	実績値（令和７年度）	目標値（令和７年度）	令和７年度目標に対する進捗率	評価
温室効果ガス実質排出量	2,100 千 t-CO_2（平成 29 年度）	1,676 千 t-CO_2（令和 5 年度）	1,687 千 t-CO_2（令和 5 年度）	100%	A
エネルギー自給率（電力）	30.8%	62.2%	51.4%	100%	A
防災メールマガジン登録者数	約 5,400 人	7,350 人	9,234 人	50%	D
渋川ほか８河川改良率	67.0%	94.8%	90.2%	100%	A
１人１日当たりの生活系ごみ排出量（資源物、集資源回収量を除く）	770ｇ	562ｇ	530ｇ以下	86%	B
事業系ごみ排出量	30,926ｔ	28,763ｔ	24,200ｔ以下	32%	D
最終処分量	16,860ｔ	9,176ｔ	9,200ｔ以下	100%	A
民有林整備面積	148.7ha	392.47ha	218.2ha	100%	A
多自然型工法河川整備延長	24,173m	24,316m	24,293m	100%	A
新規就農者数	145 人（平成 28～令和 2 年度の 5 年間）	237 人（令和 3～7 年度の 5 年間）	262 人（令和 3～7 年度の 5 年間）	78%	C
農用地利用集積面積	1,066ha	1,460ha	1,419ha	100%	A

	基準値（令和元年度）	実績値（令和７年度）	目標値（令和７年度）	令和７年度目標に対する進捗率	評価
自然体験講座等の開催回数	250 回	327 回	毎年 250 回以上	100%	A
都市公園面積	321.65ha	320.67ha	322.92ha	0%	D
一人当たりの都市公園面積	11.65 ㎡	12.33 ㎡	11.86 ㎡	100%	A
特定外来生物捕獲数	未集計 ※参考 12 頭 （令和 2 年度）	9 頭	年間 10 頭	90%	B
汚水処理人口普及率	87.2%	90.8%	91.0%	95%	B
河川のＢＯＤ値環境基準値・環境基準準用値達成地点数	8/8 12/15	8/8 13/15	8/8 12/15	100%	A
光化学スモッグ注意報・警報の発令数	0 件	0 件	0 件	－	A
本市では、法及び条例による改善勧告・命令を行わなければならないような公害の発生が無い状況が続いています。今後もこの状況を継続することを目標とします。	公害なし	公害なし	公害なし	－	A
放射線に関する健康講座受講後の不安軽減率	88.9%	89.7%	91.5%	30%	D
景観形成に関するまちづくりアドバイザー派遣回数(累計)	9 回	1 回	13 回	0%	D
市指定文化財指定件数	74 件	75 件	74 件	100%	A
市役所のグリーン購入率	84.2%	93.8% （令和 6 年度）	毎年 90%以上	100%	A
環境に関する出前講座開催数	22 回	247 回(累計) (令和 3～7 年度)	125 回(累計) (令和 3～7 年度)	100%	A
環境に関するイベント等の来場者数	1,605 人	14,364 人(累計) (令和 3～7 年度)	7,000 人(累計) (令和 3～7 年度)	100%	A
「ふくしまきれいにし隊」の登録数	239 団体	232 団体	290 団体	0%	D
環境推進に関する協議会等に参加する団体の数	13 団体	19 団体	19 団体	100%	A

第３章　みんなで目指す環境都市像と施策の体系

第１節　みんなで目指す環境都市像

本計画では、第２章で整理した本市の環境を取り巻く状況と課題を踏まえ、「みんなで目指す環境都市像」を次のとおり掲げます。このようなまちを実現することで、環境・経済・社会を調和させながら、分野横断的な側面から持続可能な社会の構築に貢献します。

人・まち・自然が共生し、心豊かに住み続けることができる
環境調和都市　ふくしま市

～あらゆる主体との共創により実現する循環型のまち～

第２節　基本方針

「みんなで目指す環境都市像」の実現に向けて、「脱炭素化が進んでいるまち」、「資源循環に取り組んでいるまち」、「多様性にあふれ自然と共生したまち」、「安全安心な生活環境が整備されたまち」、「地域づくり・人づくりが進み持続可能な地域社会が形成されたまち」の５つの分野別の環境施策を展開していきます。

基本方針	環境目標	対応するＳＤＧｓ
基本方針１	脱炭素化が進んでいるまち	
基本方針２	資源循環に取り組んでいるまち	
基本方針３	多様性にあふれ自然と共生したまち	
基本方針４	安全安心な生活環境が整備されたまち	
基本方針５	地域づくり・人づくりが進み持続可能な地域社会が形成されたまち	

基本方針１　脱炭素化が進んでいるまち

徹底した省エネルギーの推進、環境に配慮したライフスタイルへの移行促進など、地球温暖化への効果的な緩和策を推進するとともに、気候変動によってもたらされる災害、農作物被害、健康被害などの対策や情報発信を強化し、脱炭素社会が実現されたまちを目指します。

基本方針２　資源循環に取り組んでいるまち

より一層ごみの発生抑制、資源化・リサイクル率の向上に努めるとともに、資源や製品の循環利用による高付加価値型の経済システム（サーキュラーエコノミー）の導入を進め、暮らしの質が高く、持続可能な循環共生型のまちを目指します。

基本方針３　多様性にあふれ自然と共生したまち

自然を適切に保全・再生することにより生物多様性を保全し、自然を回復させる取組を推進します。また、深刻化する鳥獣被害についても適正な土地利用や鳥獣管理を行い、豊かな自然環境との共生が進んだまちを目指します。

基本方針４　安全安心な生活環境が整備されたまち

日常生活や事業活動による環境負荷の低減に努め、大気、水、土壌などを良好な状態に保つことで、安全安心な生活環境が保全されたまちを目指します。

基本方針５　地域づくり・人づくりが進み持続可能な地域社会が形成されたまち

地域資源の価値の向上を図るとともに、多様な主体の共創によって、環境に配慮した行動の輪を広げる取組を推進し、福島らしい、持続可能で環境に配慮したライフスタイルが定着したまちを目指します。

第３節　施策の体系

本計画では、以下に示す施策体系に従い、環境保全のための施策を総合的・体系的に実施することにより、みんなで目指す環境都市像の実現を図ります。また、客観的なデータを重視し、市民・事業者・行政による取り組みの目標設定・成果の見える化・フィードバックも行ってまいります。

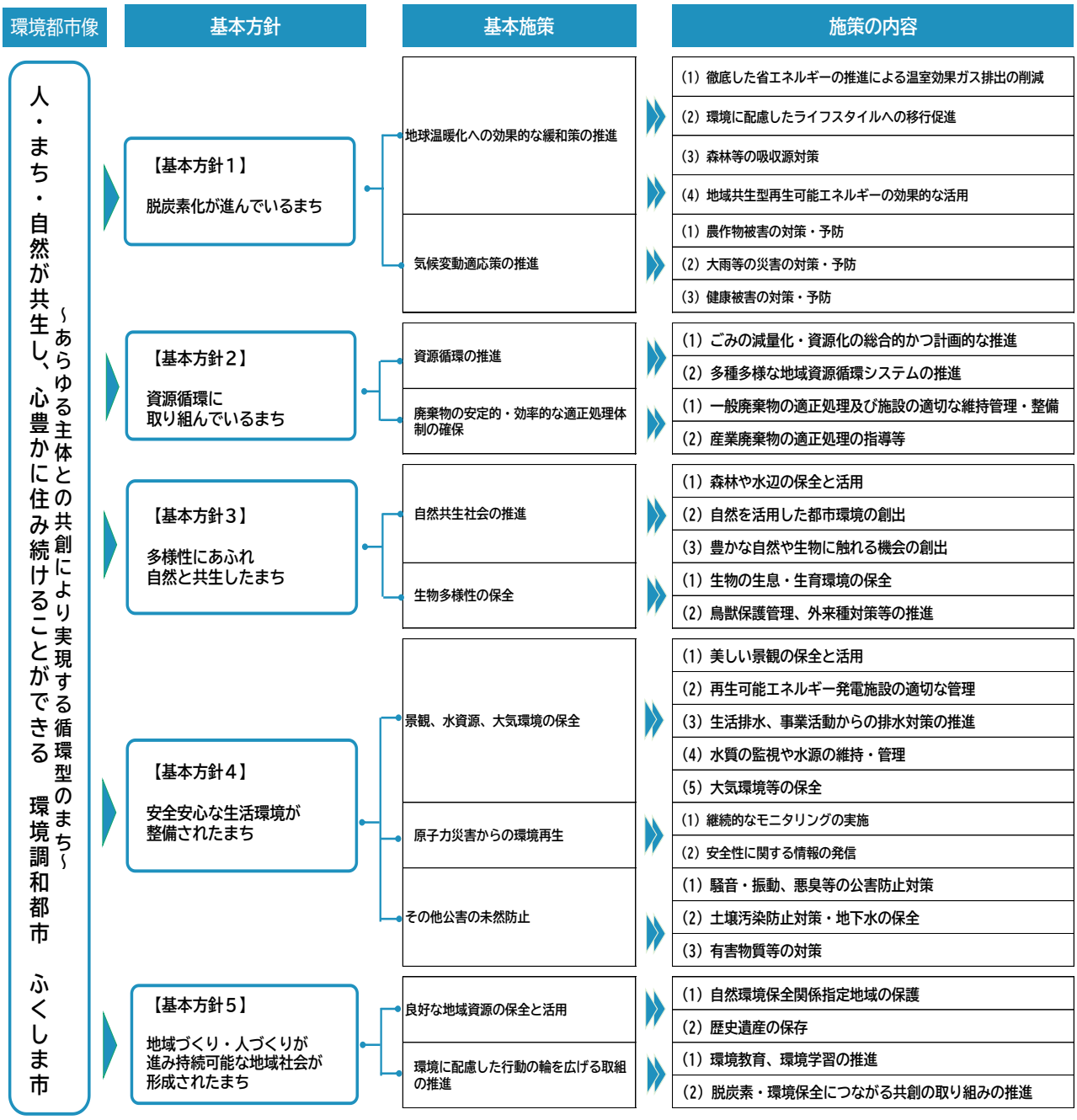

第４章　施策の展開

第１節　脱炭素化が進んでいるまち

１）地球温暖化への効果的な緩和策の推進

（１）徹底した省エネルギーの推進による温室効果ガス排出量の削減

- 電気自動車等の電動車の普及を進めるとともに、環境にやさしいエコドライブを推進します。
- 環境負荷が小さく、快適に利用できる公共交通を中心とした交通体系の構築とその利活用を推進します。
- 自動車の使用頻度の減少につながるカーシェアリング事業について検討します。
- 建築物の新築や改修の際に、断熱性能やエネルギー効率の高い建築物の整備を推進します。
- 公共施設において、太陽光発電や最新の省エネルギー設備等の導入に努めます。
- 省エネルギー設備の導入による排出削減量のクレジット化を検討します。

（２）環境に配慮したライフスタイルへの移行促進

- 省エネなどの取組の見える化やインセンティブを設けるなど、日常生活における温室効果ガス排出量削減を推進します。
- 再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器等を導入するなど、快適でエネルギー性能の高い住宅の普及を促進します。
- 平時におけるエネルギーの効率的な利活用を図りつつ、災害時のエネルギー確保や地域機能の維持にも資する取り組みを推進します。
- 廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量削減に向けて、プラスチックの資源化や食品ロスの削減を図ります。
- 市民団体や事業者、大学等と連携し、環境教育や周知啓発を強化するなど、行動や実践につながる気づきや学びの機会の充実を図ります。
- 市の事務・事業において、一事業者・一消費者として環境保全・回復に配慮した取り組みを率先して実行します。

（３）森林等の吸収源対策

① 森林の吸収源対策

- 健全な森林の整備や適切な管理・保全等の推進、木材の利活用の促進等により、森林による温室効果ガスの吸収源としての機能の維持に努めます。

② その他の吸収源対策

- 市民にとって最も身近な吸収源対策として、公園や公共施設などの緑化を推進します。

コラム　**福島市森林ビジョン**

本市は市域の６割以上を森林が占め、四季折々の美しい自然景観や豊かな生態系、清らかな水源など、多くの恵みをわたしたちにもたらしています。森林は温泉地や観光資源とも密接に関わり、酒造りやツーリズムなど地域産業の基盤としても重要な役割を果たしています。

しかし近年、手入れがされていない森林の増加や林業の担い手不足、福島第一原子力発電所事故の影響、大規模なメガソーラー設置による林地開発など、森林を取り巻く課題が複雑化・深刻化しています。加えて、気候変動への対応や脱炭素社会の実現といった新たな社会的ニーズにも応えていく必要があります。

そのため、本市が抱える森林の問題・課題を改めて整理し、それぞれの課題と施策等の対応を明確にし、本市の森林がこれから進むべき方向を示した「福島市森林ビジョン」を令和９年３月に策定しました。


水林自然林


古舘の大けやき


小鳥の森

出典）福島市ホームページ

（４）地域と共生する再生可能エネルギーの効果的な活用

① 地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入・利活用の促進

- 地域と共生する再生可能エネルギーの導入促進を図るために、小水力発電、貴重な地下資源である温泉・地熱の利用、廃棄物処理施設における発電や廃熱の温水利用、食品廃棄物や剪定枝などのバイオマス資源の有効活用の方法などを検討します。
- ごみ焼却により発生する熱を活用した発電や温水プール等への熱源供給等について、クリーンセンターの改修等に合わせて有効利用を検討します。また、発電した電力を有効活用するため、市有施設における積極的な利用について検討します。
- 再生可能エネルギーやエネルギー性能が高い設備・技術等を公共施設へ積極的に導入するとともに、民間施設への普及を図ります。

- 再生可能エネルギーの利用による排出削減量のクレジット化[10]を検討します。

② 再生可能エネルギーを活用した地域レジリエンスの強化

- 家庭や事業所における自家消費型の太陽光発電や蓄電池等の導入を促進します。
- 再生可能エネルギー発電事業者に対し、市内で産出されたエネルギーの地産地消を促します。
- 防災拠点や避難所等への再生可能エネルギー発電設備及び蓄電池の導入を推進し、防災力の向上及び災害時における自立的なエネルギー供給の確保を図ります。

③ 次世代エネルギーの利活用

- 水素の燃料としての利用だけではなく、排熱や温水などのエネルギー転換を含めた水素の利活用を推進します。
- 福島市水素社会実現推進協議会を活用した情報収集や意見交換を図り、域内における水素エネルギーの利活用について検討します。
- バイオマス由来水素炭化物製造システムの構築に向けて、県や福島大学、事業者その他の関係者相互間で連携します。
- 再生可能エネルギーの導入拡大やエネルギーの安定供給の実現等に貢献し、ＧＸ[11]のけん引役として期待されているペロブスカイト太陽電池の利活用に向けた取り組みを検討します。

[10] 排出削減量のクレジット化とは、温室効果ガスの排出削減や吸収によって得られた削減量を、一定の基準に基づき定量化・認証し、取引や相殺等に活用可能なクレジットとして扱うこと。

[11] ＧＸとは「グリーントランスフォーメーション（Green Transformation）」の略で、化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すること。

コラム

全国初！
自然調整ダムで洪水調整容量を活用したハイブリッドダムの試行
～摺上川ダムの気候変動への対応に向けて～

摺上川ダムは、福島市飯坂町茂庭地内に建設された多目的ダムです。集水面積 160㎢、総貯水容量１億 5,300 万㎥を有するダム高 105mの中央コア型ロックフィルダムです。摺上川ダムは、洪水調整、流水の正常な機能の維持、かんがい用水補給、水道用水供給、工業用水確保、加えて水力発電と多くの役割を担っています。

毎年３～５月頃にかけて沢山の雪解け水がダム湖に流入しますが、一部が未活用のまま放流（自然越流）されています。この無効放流される雪解け水の一部を洪水調整容量内に貯留し、通常よりも貯水位を高くすることにより、既存の水力発電所での増電を図るハイブリッドダムの試行を、令和７年３月からと令和８年３月から２回行っています。

自然調整ダムで洪水調整容量を活用したハイブリッドダムの試行は全国で初めてとなります。

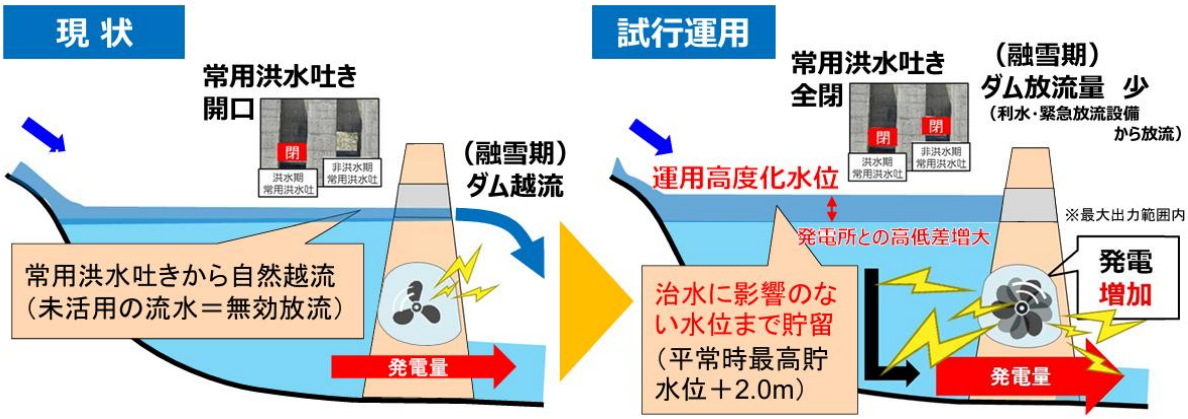

２）気候変動適応策の推進

（１）農作物被害の対策・予防

- 気候変動に対応した農業技術の情報の収集、啓発に努めます。
- 雨水のかん養機能の向上など、防災・減災対策も含めた本市の気候変動に対応した農業水利施設（水路、ため池、頭首工等）の整備を進めます。
- 野生動物の分布域の変化予測や発生予察について、国や県と連携を図り、情報の収集や啓発に努め、果樹農家に対し、病害虫防除等の支援による経営の安定と産地振興を図ります。

（２）大雨等の災害の対策・予防

- 災害時の対応として、避難所の場所の確認や避難ルートを事前に把握するなどの啓発活動に努めます。
- 砂防事業、河川改修事業、公共下水道（雨水渠）事業、排水路整備、雨水貯留施設設置などの複合的な対策により、浸水被害を防止し、森林や土砂災害防止施設等の整備も推進します。
- 水災害の激甚化、頻発化に対する浸水被害を予防・軽減するための基本的な方針を定めた「福島市総合治水計画」に基づき、行政・市民・事業者との共創による「流す」「遅らせる」「準備・回避する」対策を推進します。
- 水源地域において水道水源保護活動等を実施し、渇水や降雨に対して森林の保水力を高め、水源かん養機能を向上させる取組を推進します。
- 節水を推進し、水資源の保全に努めます。
- 大雨等の気象情報発令時に、早期に市民へ情報を提供するとともに、避難所開設情報を提供し、迅速な避難の呼びかけができるよう情報伝達システムを活用した情報の周知に努めます。
- 高齢者や障がい者等に対しては、情報伝達に漏れがないようにハード面、ソフト面の整備を進めていきます。
- 県や関係機関とともに、防災訓練を実施し、災害発生時の備えや防災知識の普及啓発に努めます。
- 「福島市公式防災アプリ」や防災と災害情報メールマガジンの周知に努め、ハザードマップの周知を徹底します。
- 幅広い世代が気軽に楽しみながら防災について学ぶ「ぼうさい体験パッケージ」を実施します。
- 災害時の支援協定によるエネルギー供給体制を強化し、災害時における公共交通の維持確保・早期の回復、迅速かつ正確な情報収集・広報のため交通事業者・行政・関係機関の連絡体制の構築を図ります。

コラム

福島市公式防災アプリ

市では、防災情報専門の「福島市公式防災アプリ」を運用しています。災害時には、災害情報や避難情報をプッシュ通知でお知らせします。

いざという時に備えて、今すぐアプリをダウンロードしましょう。



（３）健康被害の対策・予防

① 暑熱対策

- 熱中症の予防対策や注意情報について、世代や職業など市民の様々な対象に合わせて、ホームページやＳＮＳなどを活用した情報発信を行います。
- 猛暑の日など、熱中症が心配される場合に、気軽に一時休憩ができる「ふくしま涼み処」の設置を図り、熱中症防止の取り組みを進めます。
- 暑さ指数等を活用した行動の目安や、日常生活に取り入れることができる暑熱対策について情報発信し、市民一人ひとりの自主的な対策を促進します。

② 感染症対策

- 感染症発生予防及びまん延防止のため「福島市感染症予防計画」に基づき、対策を講じます。
- 蚊やダニ媒介感染症に関する知識や予防対策について、ホームページ等での情報発信や地域での健康講座の開催等により普及啓発を行い、感染症発生の予防とまん延の防止に努めます。

【脱炭素化に関連するＳＤＧｓのゴール】



目標（指標）

- **温室効果ガス実質排出量【客観指標】**

  令和 12 年度（2030 年度）における温室効果ガス実質排出量を平成 25 年度（2013 年度）比で 55%以上削減（森林等による吸収量を含む）します。

- **市内の住宅総数における太陽光発電設備の設置割合【客観指標】**

  令和 12 年度（2030 年度）における太陽光発電設備の割合を 12.0%以上にします。

- **「地震や大雨などの災害が発生したときに、市民の安全を守るための取組が進んでいる」と答えた市民の割合**（Ｒ７実績：44.8%）**【主観指標】**

  気候変動に伴う災害対策の満足度について、現在より向上させます。

第２節　資源循環に取り組んでいるまち

１）資源循環の推進

（１）ごみ減量化・資源化の総合的かつ計画的な推進

- 市民・事業者との共創によるごみの適正処理・排出を推進します。
- 事業者との共創による廃棄物の抑制及び再利用を推進します。
- 将来を見据えた廃棄物処理体制の構築を図ります。
- 家庭系・事業系ごみの減量化と資源化を推進します。
- 市民、事業者と連携した食品ロス[12]削減に向けた取り組みを推進します。
- 市民一人ひとりが深い理解と主体的な意識をもち行動へ移せるよう、届き・伝わる広報に努めます。

（２）多種多様な地域資源循環システムの推進

- ごみを減らし、資源として活かしつつ、同時に経済的なメリットを生み出す考え方（サーキュラーエコノミー）について、市民や事業者に理解を深めてもらうため、情報提供や啓発活動を積極的に実施します。
- 資源循環への共通理解を促し、企業間ネットワークを可視化して、地域で一体的に取り組む機運を醸成します。
- 動脈産業(作る側)・静脈産業(再利用・処理する側)を含めたサプライチェーン[13]全体のオープンイノベーション[14]を後押しし、地域内での資源・資金・情報の循環を促します。
- 市民や事業者がごみを出さないための工夫や取り組みを実践しやすいよう、情報提供や助言、補助制度などの支援を行います。
- 地域内での資源の循環利用や廃棄物削減を推進するため、地域コミュニティとの連携を強化します。

[12] 食品ロスとは、本来食べることができるにもかかわらず、食べ残しや売れ残り、消費・賞味期限が近いなどの理由で廃棄されてしまう食品のこと。

[13] サプライチェーンとは、製品の原材料や部品の調達から、製造、加工、在庫管理、物流・配送、そして販売を経て、最終的に消費者の手元に届くまでの一連の流れを指す。

[14] オープンイノベーションとは、社内だけの力に頼らず、外の会社や専門家、大学などと手を取り合って、新しい商品やサービスを作ること。

コラム

ごみ分別区分の新名称
～ごみ分別は「資源物」の見極めが第一歩！～

令和７（2025）年３月１日からごみ分別区分の名称をリニューアルしました。この新名称は、ごみを分別する際に従来の「燃える？燃えない？」から「資源にできる？できない？」を分別の新たな基準とすることで、リサイクル意識を高めることを目的としています。

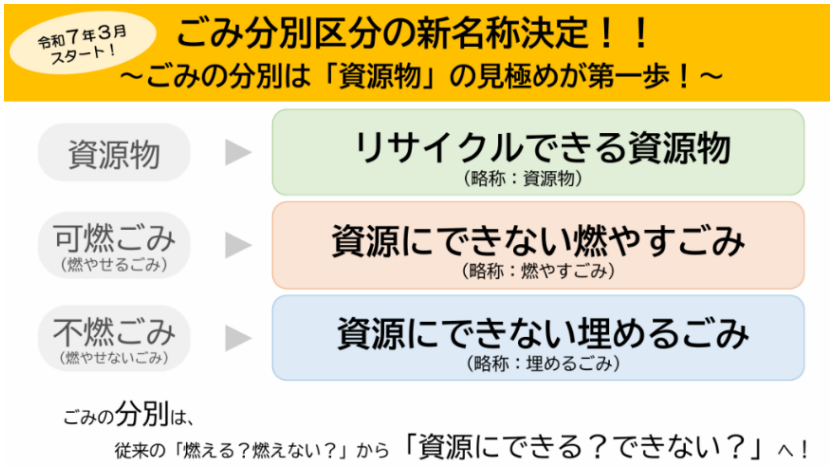

２）廃棄物の安定的・効率的な適正処理体制の確保

（１）一般廃棄物の適正処理及び施設の適切な維持管理・整備

- ごみ処理を安全に安心して行える処理体制を構築し、災害や事故に強い体制や万一の事態にも迅速かつ安全に対応できる体制づくりを進めます。
- 安定的かつ効率的な廃棄物処理を実現し、長期的に持続可能な処理体制を構築します。
- 市民や事業者が安心して廃棄物処理を任せられる環境を構築します。

（２）産業廃棄物の適正処理の指導等

- 最終処分場や廃棄物の適正管理を指導し、周囲の自然環境への影響を最小限に抑える取り組みを継続します。
- ごみの発生抑制やリサイクルの促進を計画的に進めることで、最終処分場への廃棄量を削減し、資源の有効活用を図ります。
- 産業廃棄物処理の現状や課題、不法投棄について市民に理解を深めてもらうため、情報提供や見学会、広報活動などを積極的に行います。

【資源循環に関連するＳＤＧｓのゴール】



目標（指標）

- **１人１日当たりの家庭系ごみ排出量**（Ｒ７年度実績：562ｇ）**【客観指標】**

  令和 12 年度（2030 年度）における１人１日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）を 480ｇ以下にします。

- **事業系ごみ排出量**（Ｒ７年度実績：28,763ｔ）**【客観指標】**

  令和 12 年度（2030 年度）における事業系ごみ排出量を 17,400ｔ以下にします。

- **年間最終処分量**（Ｒ７年度実績：9,176ｔ）**【客観指標】**

  令和 12 年度（2030 年度）における最終処分量を 6,500ｔ以下にします。

第３節　多様性にあふれ自然と共生したまち

１）自然共生社会の推進

（１）森林や水辺の保全と活用

① 持続可能な森林づくり

- ふくしま森林再生事業の継続により、森林の放射性物質の低減を図ります。
- 広葉樹林再生事業における再生プランを作成し、優先順位を付けたうえで伐採・更新を計画的に行います。
- 出荷制限のある林産物に関する市民への情報提供と誤出荷予防に取り組みます。
- 「再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例」と連動した森林の監視を実施します。
- 森林病害虫の発生状況を調査し、被害木の伐採・駆除による周辺への拡散を防ぐ取り組みを継続します。
- 適切な森林管理によって生み出された森林由来のクレジットの創出について検討します。

② 林業・木材産業の強化

- 林業従事者担い手育成や素材生産事業者への支援事業等を行い、担い手不足を解消し、持続可能な森林経営を推進します。
- 木材の安定供給体制づくりと公共施設や民間建築での木材利用を進め、地域資源を活かした林業と地域経済の活性化を目指します。
- 市産材の利用促進のため、サプライチェーンの強化やバイオマスエネルギー[15]等の新たな木材利用の開拓を検討します。

③ 市民との連携・共創

- 森林の大切さや役割について楽しく学べる場を増やし、身近なところから森林への関心や理解を深めることで地域ぐるみで森林を支える取り組みにつなげていきます。
- 市民や来訪者が安心して森林を利用できる環境を整えるため、クマの出没対策や放射性物質に関する適切な情報発信を継続します。

④ 河川（水辺）環境の保全

- 霞堤、地蔵原堰堤など歴史的河川構造物の保全に努めます。
- 河川へのごみのポイ捨てを防止し、河川環境の保全及び海洋プラスチックごみ対策を講じます。

[15] バイオマスとは動植物に由来する有機性資源をいい、バイオマスエネルギーとはバイオマスを原料として得られるエネルギーのこと。

⑤ 水辺空間の利用の推進

- 堤防や河川敷（高水敷）について、散策路、休憩スペースなど、市民のニーズに合わせた整備を行うことにより、水辺空間の利用を推進します。
- 水辺での学習活動など、水辺の利用を通じて水環境への関心を高め、水辺空間の保全のための意識啓発を図ります。

⑥ 水辺・緑地空間のネットワーク化の推進

- 生物の生息空間の確保に配慮した緑地、公園や親水空間を整備し、生物の生息に適した環境の形成を図ります。
- 身近に自然を体験できる場所として、学校などに整備されたビオトープ[16]の維持管理を行います。

（２）自然を活用した都市環境の創出

- ふくしま花回廊による花のネットワーク整備による魅力向上や花見山などの花の名所の原風景の保全・価値の向上に努めます。
- 花観光スポットの整備や市民共創による花のまちづくり運動を推進します。
- 都市公園施設長寿命化の推進や公園の花木整備の推進により、都市公園の魅力向上に努めます。
- 良好な都市環境の形成を図るため、信夫山などの里山環境やグリーンインフラ[17]として多様な機能を有する都市緑地の質向上・量確保に向けた取り組みを推進します。
- 生垣設置による緑化や屋上・壁面緑化等を検討し、民有地における緑化を推進します。

（３）豊かな自然や生物に触れる機会の創出

- 花いっぱい事業による花苗・球根などの配布や市民農園の利用促進などにより花と緑を育てる活動を支援します。
- 低利用公園の花壇整備や菜園化などコミュニティ空間の創出を推進します。
- 河川と水辺などクリーンアップ事業への市民参加を促進させます。
- 農業親子体験や出前講座などによる学び・体験事業を推進します。
- 自然観察会や星空観察会などの体験イベントを開催し、自然とふれあう機会の増加や自然環境に関する学習機会の充実を図ります。
- ポスターや観光パンフレット、広報誌、ホームページなどの活用により、自然とのふれあい活動のＰＲを図り、市民の参加を促進します。

---

16 ビオトープとは、動植物が生息・生育する空間を指し、地域の自然環境や生態系の特性を踏まえて保全、創出又は再生された生物の生息環境のことを言う。

17 グリーンインフラとは、生物多様性の保全や生態系サービスの最大化を図りながら、気候変動への適応や脱炭素などの持続可能な都市、地域づくりを進める社会基盤の考え方のこと。

２）生物多様性の保全

（１）生物の生息・生育環境の保全

① 自然環境に配慮した農業の推進

- 有機農法などを取り入れた環境保全型農業を推進します。
- 農業・農村の多面的機能（国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の継承など）の維持・向上を図るため、交付金事業等を活用した地域共同活動を支援します。
- 農地流動化の促進などにより農地を集積し、遊休農地・耕作放棄地の解消を図るとともに、美しい田園風景の維持に努めます。
- 農家の担い手の育成を行い、安定した農業経営の支援に努めます。

② ネイチャーポジティブの推進

- 多様な主体との協働により、自然を回復軌道に乗せる里地里山の維持・回復に関する取り組みを推進します。
- 小鳥の森など市で所有している施設については、生物多様性が豊かな場所として、30by30 目標[18]にも貢献できる自然共生サイト[19]の認定を目指します。
- 里地里山の環境を維持・回復するため、中山間地域の農業生産活動等を支援します。また、里山から供給される資源（木質チップなど）の積極的な活用を推進します。

③ 多様な動物や植物、植物群生の保護・保全

- 国や県と連携を図り、生態系における相互作用に配慮しながら、貴重な動植物や植物群生、野生動植物の保護、生息・生育できる環境の確保に努め、市民の環境保全への意識の向上を図ります。

④ 市民・事業者に対する啓発

- 市民参加型の生物調査などにより、日常生活と自然環境との関わりや自然保護の必要性について、意識の向上に努めます。

[18] 30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標とは、2030 年までに、陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。2022 年 12 月に生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、2030 年グローバルターゲットの 1 つに盛り込まれた。

[19] 自然共生サイトとは、企業の森や里地里山、都市の緑地など「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として環境省が認定する取り組み。

コラム

自然共生サイト

環境省において、ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の一つとして、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」に認定する取組を令和５（2023）年より開始しました。「自然共生サイト」制度を土台の一つとして検討し、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和６年法律第18号。地域生物多様性増進法）」が令和７（2025）年４月に施行されました。

自然共生サイトのうち、保護地域との重複を除いた区域が OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）として国際データベースに登録されます。

本市においても 30by30 目標達成に向けた取組を推進し、自然共生サイトの認定を目指します。

≪福島市小鳥の森≫







（２）鳥獣保護管理、外来種対策等の推進

- 野生鳥獣による被害状況の把握に努めます。サル、クマ、イノシシ、カラス、ムクドリなどによる被害の軽減と拡大防止を図るため、関係機関との連携のもと、野生鳥獣による被害の防止対策事業を推進します。
- 野生生物との適切な関係を保つため、野生生物の餌となる果樹や野菜、生ごみなどの適切な管理、安易な餌やりを行わないなどの周知啓発を行います。
- ツキノワグマによる被害の未然防止のため、クマの出没情報が寄せられた際には注意喚起を行うとともに、必要に応じた捕獲活動を行います。また、市民向け啓発講座などを通じ、クマに出遭わないための周知啓発を行います。
- 市域における外来種（特定外来生物）の生息状況の把握に努め、対策の検討に資する基礎的データの確保に努めます。
- 外来種（特性外来生物）の侵入や拡散を未然に防ぐために、市民、事業者に対して、外来種の問題について啓発を行うともに、外来種被害予防三原則（「入れない」、「捨てない」、「拡げない」）の遵守を促します。
- 生態系や人の生活等に及ぼす影響の大きい外来種について、侵入や拡大を防ぐよう周知啓発に努めるとともに、必要に応じて県等と連携しながら防除対策に取り組みます。
- 外来種（特定外来生物）の侵入によって既存の在来種の生態系に影響を及ぼしている、または及ぼすおそれがある場合には、駆除に努めます。

コラム

入れない・捨てない・拡げない
～迫る外来生物に備える～

外来生物は、人の活動によって持ち込まれ、地域の生態系や農業、暮らしに被害を及ぼします。国は 2026 年 9 月、「生態系被害防止外来種リスト」を改定し、新たに 167 種を追加しました。

いま特に警戒が必要なのが、サクラやモモを枯らすクビアカツヤカミキリです。2025 年度、群馬県では 27 市町村で約 1 万 4 千本、埼玉県では 56 市町村で被害が確認され、伊勢崎市の伐採と植樹による再生や、川島町などの駆除奨励金といった対策が進んでいます。東北では未確認ですが、栃木・茨城でも侵入が確認され、福島県も監視を強めています。

全国有数のモモの産地である福島市にとって人ごとではありません。「入れない・捨てない・拡げない」に加え、早期発見が重要です。



クビアカツヤカミキリムシの成虫



フラス(木くず状のフン)が出ている幹

○ 私たちにできること（外来生物被害予防 3 原則）

1　**悪影響を及ぼすおそれのある外来生物を“入れない”**
外来生物による問題をおこさないために、一番大切なことです。

2　**飼養している外来生物を野外に“捨てない”**
外来生物は、適切に管理（捨てない、逃がさない）しなければいけません。

3　**すでに野外にいる外来生物を他の地域に“拡げない”**
これ以上、生息域を拡大させないことが大事です。

【自然環境に関連するＳＤＧｓのゴール】



目標（指標）

- **森林経営管理制度による森林整備面積**（Ｒ７実績：60ha）**【客観指標】**

  適切な森林の経営管理により、温室効果ガス排出量の削減や災害の防止に努めます。

- **環境保全型農業直接支払交付金対象面積**（Ｒ７実績：1,231a）**【客観指標】**

  生物多様性保全に効果の高い営農活動を促進します。

- **市全域の緑被率**（Ｒ６実績：88.5%）**【客観指標】**

  緑被率について、現在の水準を維持します。

- **鳥獣による農作物被害金額**（Ｒ７実績：23,963 千円）**【客観指標】**

  生物多様性の保全を図り、生態系の機能維持・向上を図ります。

第４節　安全安心な生活環境が整備されたまち

１）景観、水資源、大気環境の保全

（１）美しい景観の保全と活用

- 「福島市景観まちづくり計画」に基づき、市民協働により、自然と調和し潤いと安らぎを感じさせる伝統的な福島の原風景の維持と価値の向上を行います。
- 景観まちづくりに関する自主的な活動を支援します。
- 景観に関するイベントやセミナーを開催し、景観意識の啓発を積極的に行います。
- 市政だより等の紙媒体やホームページに加え、Ｘ等のＳＮＳを活用した啓発や情報発信を積極的に行い、ごみの散乱防止に関する啓発を行います。
- 狂犬病予防注射や新規の犬の登録の際に、ふんの適正な処理について啓発するチラシを配付し、飼い主のモラル向上につなげます。
- 町内会、公園愛護団体、ふくしまきれいにし隊などが実施する環境美化活動の支援や、衛生団体・町内会を中心に多くの市民が参加する全市一斉清掃やクリーンアップ作戦への参加協力の呼びかけを行い、「きれいなまちづくり」を推進します。
- 福島駅東口・西口周辺をポイ捨て防止重点対策エリアに指定し、ポイ捨てされにくい環境づくりとポイ捨て防止の啓発、その効果検証などに取り組みます。
- 市民主体による地域の自発的な美化活動を継続・発展させるため、清掃活動の発信や啓発看板の配布、功労者の表彰などを通じて、各団体の活動を促進します。
- 環境美化について地元の熱意が高く他の模範となる地区を「ポイ捨てのない美しいまちづくり推進モデル地区」に指定し、地域の環境美化活動を促進します。

（２）再生可能エネルギー発電施設の適正な管理

- 「福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例」に基づき、災害の防止、水源のかん養等を図ります。
- 再生可能エネルギー発電施設の適正な管理を徹底させます。
- 再生可能エネルギー発電施設に関する情報発信を行います。

（３）生活排水、事業活動からの排水対策の推進

① 全戸水洗化の推進

- 効率的な公共下水道整備事業を推進し、公共下水道などの整備区域外における合併処理浄化槽の更なる普及と、汲み取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを促進します。

② 排水対策の推進

- 出前講座の実施などにより、家庭でできる生活排水対策の啓発を推進します。
- 各事業場に対して、立入検査の実施や関連法令の遵守を指導します。

（４）水質の監視や水源の維持・管理

① 水質の維持・管理

- 河川の水質を常時監視することにより、河川ごとの汚濁状況を把握し、必要な対策を推進します。
- 河川に油や薬品、廃棄物等を流出させないよう啓発に努めるとともに、流出が発生した場合には、関係機関等と連携を図り、迅速に対応します。

② 水資源の周辺環境の保全

- 水道水源保護地域内で水質を著しく汚濁するおそれのある事業場等の立地を規制します。
- 摺上川ダム（茂庭っ湖）周辺については、良質で安全な水道水の源となる水源の維持のため、水源地域に関わる関係機関との連携や市民との協働による水道水源保護活動などを実施します。

（５）大気環境等の保全

① 事業活動からのばい煙、自動車等からの排出ガス対策の推進

- 「大気汚染防止法」及び「福島県生活環境の保全等に関する条例」による基準を遵守するよう指導します。
- 自動車の走行の円滑化や渋滞の解消に向けた道路整備の推進に努めます。また、貨物輸送をトラックから鉄道に転換するモーダルシフトの促進に努めます。

② 大気質の監視

- 大気質に関する情報収集や監視に努め、適切な広報、情報提供を図ります。
- 県や関係機関との協力体制の強化により、緊急時における迅速・確実な対応を図ります。
- 「福島県生活環境の保全等に関する条例」で禁止されている焼却行為について、広く啓発を図り、関係機関と連携しながら行為者に対して指導します。

２）原子力災害からの環境再生

（１）継続的なモニタリングの実施

① 空間放射線量モニタリング

- 市内各地区の代表地点（支所等）、幼稚園や小・中学校、人が多く集まる公共交通機関の駅周辺や観光地、公園等について、測定体制の適正化を図りながら、廃炉に至るまで空間放射線量のモニタリングを引き続き実施します。
- 市域の空間放射線量を周知するため、現状やこれまでの推移等の情報を分かりやすく整理した全市放射線量測定マップを引き続き作成し、空間放射線量の測定結果等の情報について、市ホームページへの掲載や全市放射線量測定マップの窓口配布等により、市民ニーズに応じた分かりやすい情報提供に努めます。

② 農作物や飲用水のモニタリング

- 家庭菜園の農作物や山菜などの自家消費用食品や地下水などの飲用水について、測定体制の適正化を図りながら、放射能モニタリングを引き続き実施します。
- 県が実施する出荷農産物のモニタリングと連携し、基準値を超過する農作物の出荷・流通の未然防止に努めます。また、加工食品の放射能モニタリング調査を引き続き実施し、消費者に提供される食品の安全確保に努めます。
- 出荷自粛などの制限等が要請されている食品について、広報に努めます。

③ 健康管理の推進

- 放射線量の低減化をはじめとした環境回復措置やリスクコミュニケーションによる不安解消について、永続的な支援策を講じるよう国・県に求めます。
- 内部・外部被ばく検査や健康診査等による生涯にわたる健康づくり、放射線健康管理情報データベース化、市のホームページ等による放射線等に関する情報発信、健康相談などによる市民の健康管理を推進、市民への簡易放射線量測定器の貸し出しや個別の詳細モニタリングを引き続き実施し、放射線に対する不安軽減を図ります。

（２）安全性に関する情報の発信

- 市内外に対して、放射線に対する不安を軽減し、風評を払拭するために、除染による空間放射線量の低減や食の安全性について、正確な情報を分かりやすく発信します。
- 本市の現状への理解や魅力を実感してもらうため、引き続き、市外からの誘客の推進を図ります。

３）その他公害の未然防止

（１）騒音・振動、悪臭等の公害防止対策

- 公害関連の法規・条例等の遵守を指導します。
- 市内における自動車交通や新幹線鉄道及び一般的な生活空間で発生している騒音・振動を常時監視します。
- 事業や建設作業における環境配慮型の機器（低騒音型の機械など）の導入を推進します。

（２）土壌汚染防止対策・地下水の保全

- 土壌汚染、地下水汚染を防止するため、関係法令等に基づき指導します。
- 地下水質の調査・把握を継続し、良質な地下水の保全に努めます。
- 雨水浸透設備（透水性舗装、雨水浸透枡など）の整備に努めます。

（３）有害物質等の対策

- 関連法令を遵守するよう指導します。
- 古い建築物はアスベスト（石綿）含有建材を使用している可能性が高く、今後、老朽化による解体増加が見込まれるため、解体・処理現場周辺でのアスベスト飛散防止対策が徹底されるよう指導します。

【生活環境に関連するＳＤＧｓのゴール】



目標（指標）

- **景観住民協定認定数**（Ｒ７実績：５か所）**【客観指標】**

  魅力的で美しい街なみなどを創出することは、観光や経済・産業活動、文化活動などに活力を与え、地域の活性化を促します。

- **汚水処理人口普及状況**（Ｒ７実績：90.8%）**【客観指標】**

  健全な水資源を維持し、安全安心な水資源を確保します。

- **放射線に関する健康講座受講後の不安軽減率**（Ｒ７実績：89.7%）**【主観指標】**

  不安を抱えている市民に寄り添った健康講座の開催により、不安軽減率を増加させます。

- **環境基準の達成状況【客観指標】**

  大気、水、土壌及び騒音に関する環境基準の適合状況について、悪化防止、可能であれば改善を目指し、事業者等への指導により、重大公害の発生を防止します。

第５節　地域づくり･人づくりが進み持続可能な地域社会が形成されたまち

１）良好な地域資源の保全と活用

（１）自然環境保全関係指定地域の保護

- 風致地区、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された自然環境保全地域などの適正な保護に努めます。
- 天然記念物や緑の文化財、名木などについて適正な保護に努めます。

（２）歴史遺産の保存

- 地域における文化財や歴史遺産の適正な保存に努めます。
- 講座やイベント、地域の文化・歴史とふれあうことができる散歩道の整備や文化財マップを作成し、文化財や歴史遺産への関心、将来への継承に向けた意識の向上を図ります。

２）環境に配慮した行動の輪を広げる取り組みの推進

（１）環境教育、環境学習の推進

- 本市の環境の歴史や現状について学び、持続可能な未来へ向けた取組に必要な力や考え方が身につくよう幅広い年齢層へのあらゆる場・機会を通じた環境教育の充実を図ります。
- 学校や家庭、職場等での省エネルギーや省資源の推進の呼びかけや環境問題への意識の向上を図ります。
- 自然体験活動を通して、環境への関心を高めます。
- 事業者に対して、原料調達・製造・流通・販売・消費・廃棄など全ての段階において、環境に配慮した事業活動を促します。
- 自主的な環境保全の取り組みのため、「ＩＳＯ14001[20]」、「エコアクション 21[21]」などの環境管理に関する認証取得を推進します。
- 広報誌や環境ポータルサイト「ふくエコ」、ＳＮＳなどあらゆる広告媒体を活用して、環境関連情報の発信、内容の充実を図ります。
- 各種行事において、積極的に分かりやすく環境関連情報を提供します。
- 環境に関する専門的な知識や豊富な経験を有する人材（環境カウンセラーなど）の育成を図り、環境に関する出前講座の開催や講師の派遣を実施します。

[20] ISO14001 とは、環境方針の策定、目標管理、点検・見直し等を通じて、環境配慮の取組を体系的に進めるための国際規格のことを指します。

[21] エコアクション 21 とは、環境省が策定した環境マネジメント制度であり、ISO14001 の考え方を踏まえつつ、比較的取り組みやすい仕組みとして構築されたものを指します。

- 市の施設において、環境学習や各種団体の交流などの多様な活動を行える場所を整備します。
- 小中学校、公共施設、学習センターなどのネットワークを強化し、環境学習機会の創出・充実を図ります。

（２）脱炭素・環境保全につながる共創の取り組みの推進

- 脱炭素・資源循環に関する現状や課題を可視化し、地域で一体的に取り組むため、事業者、大学等の研究機関、金融機関、行政の連携促進を図ります。
- 自らの事業活動によって生じる環境負荷や環境に対する考え方、取り組みなどについて、環境報告書の作成及び公表を推奨します。
- ＩＣＴの活用によるペーパーレス化やテレワーク、フレックスタイム制の導入等を促し、通勤交通に伴う温室効果ガス排出や紙の使用量の削減とともに、働きやすい環境や生産性の向上を実現する働き方改革の推進に貢献します。
- 市民や事業者、学校、各種団体での環境保全の取り組みへの支援を行います。
- 市が発注する事業では、環境に配慮した工法や再生資材の利用などに努めます。
- 環境保全活動等を通じた各種団体、地域間の交流を図り、人の交流や情報交換
- による環境保全活動の活性化を推進します。
- 市民自らの学びと実践を通して、地域特性に合った共創の取組を通じた持続可能な地域づくりを推進します。

コラム　**ふくしまエコ探検隊**

ふくしまエコ探検隊は、市内の小学４～６年生を対象として、福島大学の先生や学生の協力のもと、１年を通じてフィールドワークや施設見学、楽しいゲームなどを通して、福島市のさまざまな環境について学びます。



森林と地球温暖化の関係



農作物における気候変動の影響と対応

【地域づくり・人づくりに関連するＳＤＧｓのゴール】



目標（指標）

- **市内主要文化財施設の来園者数**（Ｒ７実績：40,293 名）**【客観指標】**

  本市の歴史や風土によって育まれた文化及び文化財の保護・保存と次世代への継承を図ります。

- **環境に関する出前講座やイベント等の参加者数**（Ｒ７実績：3,159 名）**【客観指標】**

  環境教育・環境学習の推進を図り、市民・事業者の主体的な環境保全への取り組みを促します。

- **「省エネやごみの減量が進み、ポイ捨てが無いなど、環境に配慮した行動が広がっているまちである」と答えた市民の割合**（Ｒ７実績：79.7%）**【主観指標】**

  CO2 の発生抑制やごみの減量など、地球環境にやさしい生活を常に心がけている市民の割合を現在よりも向上させます。

第６節　指標・状況把握項目一覧

基本方針	進捗管理指標	基準値 （2025 年度）	目標値 （2030 年度）
【基本方針１】 脱炭素化が 進んでいるまち	温室効果ガス実質排出量	2,493 千 t-CO_2 （2013 年度）	1,122 千 t-CO_2 （55%削減）
	市内の住宅総数における太陽光発電設備の設置割合	8.3%	12.0%
	「地震や大雨などの災害が発生したときに、市民の安全を守るための取組が進んでいる」と答えた市民の割合	44.8%	基準値より向上
【基本方針２】 資源循環に 取り組んでいるまち	１人１日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）	562g	480g 以下
	事業系ごみ排出量	28,763t	17,400t
	年間最終処分量	9,176t	6,500t 以下
【基本方針３】 多様性にあふれ 自然と共生したまち	森林経営管理制度による森林整備面積	60ha	160ha
	環境保全型農業直接支払交付金対象面積	1,231a	1,256a
	市全域の緑被率	88.5% （2024 年度）	基準値を維持
	鳥獣による農作物被害金額	23,963 千円	20,441 千円
【基本方針４】 安全安心な生活環境が 整備されたまち	景観住民協定認定数	5 か所	基準値より向上
	汚水処理人口普及状況	90.8%	95%以上
	放射線に関する健康講座受講後の不安軽減率	89.7%	92.0%
	環境基準の達成状況	公害発生なし	公害発生なし
【基本方針５】 地域づくり・人づくりが進み持続可能な地域社会が形成されたまち	市内主要文化財施設の来園者数	40,293 名	基準値より向上
	環境に関する出前講座やイベント等の参加者数	3,159 名	基準値を維持
	「省エネやごみの減量が進み、ポイ捨てがないなど、環境に配慮した行動が広がっているまちである」と答えた市民の割合	79.7%	基準値より向上

第５章　計画の推進

みんなで目指す環境都市像の実現に向けては、あらゆる主体がつながり、連携しながら、地域全体で課題解決に向けた取り組みを広げていくことが重要です。

ここでは、本計画を着実かつ効果的に推進していくために期待される各主体の役割と推進体制について示します。

第１節　各主体の役割

市民、事業者、市の各主体は、本計画で目指す環境都市像の実現に向けて、それぞれの役割を認識し、自主的・積極的に行動するとともに、相互のパートナーシップにより相乗的な効果を高めていくことが必要です。

１）市民の役割

今日の環境問題の多くは、市民一人ひとりの日常生活に起因する環境への負荷の増大が要因の一つと言われています。このため、市民一人ひとりが自らの日常生活と環境との関わりについてより理解を深め、日常生活において環境への負荷を低減するため、これまでの環境に対する意識やライフスタイルを見直すことが求められています。

また、行政が実施する環境施策への協力をはじめ、地域や団体における環境保全活動への参加など、環境に配慮した取組が期待されます。

２）事業者の役割

事業者は、環境法令に基づく規制基準等を遵守するとともに、エネルギーの効率的利用、環境配慮型製品の購入など事業活動に伴う環境への負荷を低減するよう努めることが必要です。また、環境保全のための新たな技術の開発や環境配慮型商品の生産・販売、環境保全に関するサービスの提供などにより、環境と調和した持続可能な事業活動を進めていくことが大切です。

さらには、事業者も地域社会の一員として、市民・行政との協力・連携を図りながら、地域における環境保全活動への参加や環境に関する情報発信など、事業者の率先した取組が期待されます。

３）市の役割

市は、環境施策の推進にあたり、最も重要な役割を担うものであり、多種多様な環境問題に対して、総合的かつ計画的に施策を推進します。また、市民、事業者が

環境への理解を深め、意欲を高めるため、環境保全活動に対して多方面から支援するとともに、自らも率先して事務・事業に伴う環境への負荷の低減に努めます。

さらに、広域的な取組を必要とするものについては、国・県及び近隣市町村、関係団体と連携・協力を図りながら推進します。

第２節　計画の推進体制

本計画を実効性のあるものとするためには、庁内各部局はもとより、市民・事業者や関係機関などとの連携･協力により、全体的･総合的な推進を図る必要があります。

このため、以下に示す体制により、関係者が一体となって計画を推進するものとします。

１）市民、事業者等との連携による計画の推進

環境の保全を図るためには、行政による施策の実行だけでなく、施策に対して市民や事業者等が協力し、それぞれの役割と責任を自覚して環境保全に率先して取り組むことが必要です。

そのため、計画の推進母体として市民・民間団体・事業者等が一体となり体制を構築した「ふくしま環境基本計画推進協議会」において、引き続き、環境施策の推進方策や進捗管理などに対する意見や提言を協議します。

また、本市としても、実際に環境に関する活動に取り組む市民・事業者等の視点で環境施策の検討を行い、より適切で有効な施策を展開できるよう努めます。

２）環境審議会

環境審議会は、「福島市環境審議会条例」に規定する市長の諮問機関であり、学識経験のある者、関係行政機関の職員、その他市長が必要と認める者などの 15 名以内で組織されます。

本審議会において、環境基本計画等の報告を受けて点検・評価を行い、必要に応じて計画の見直しなどについて、専門的かつ広範な見地から審議を行います。

３）庁内の推進体制（福島市環境政策推進連絡会議）

環境基本計画の施策の対象は広範囲に及ぶため、計画に定める施策の推進に際しては、関係部局間の連携・調整が不可欠です。

総合的かつ計画的な推進を図るため、環境政策推進連絡会議等において、各施策の進行状況の把握や評価・分析、関係部局間の連携・調整、分野横断的な取組や連携企画の立案など、全庁的な取組を推進します。

４）国や県、関係機関などとの連携・協力体制の強化

本計画に基づく施策を推進していく上で、国、県、関係機関、隣接する地方公共団体などと積極的に情報共有を行い、密接な連携を図ることが重要です。

特に、大気汚染や水質汚濁、河川、原子力災害、地球温暖化問題などについては、市域を超えた広域的な取組が必要であるため、今後も国や県、関係機関などとの連携・協力体制の強化に努めます。

■ 各主体との連携・協力体制イメージ

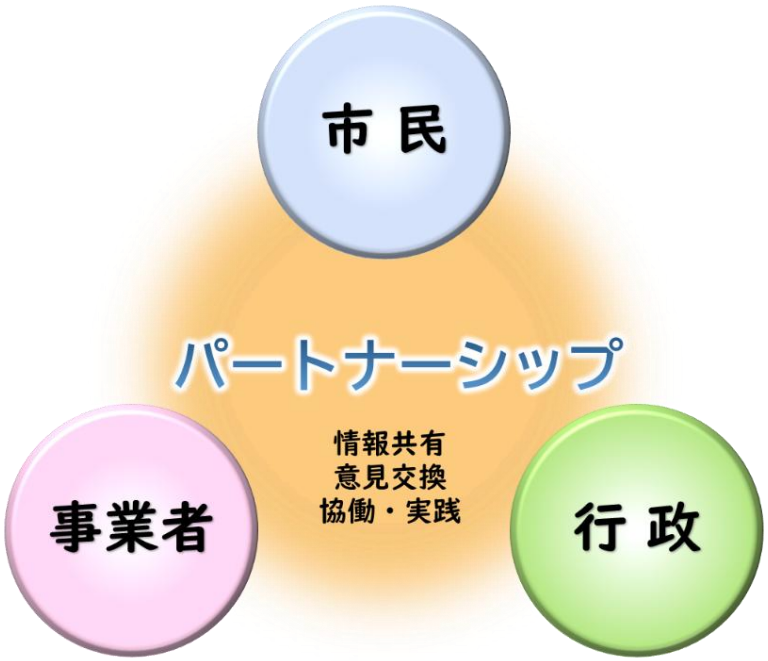

■ 計画推進体制

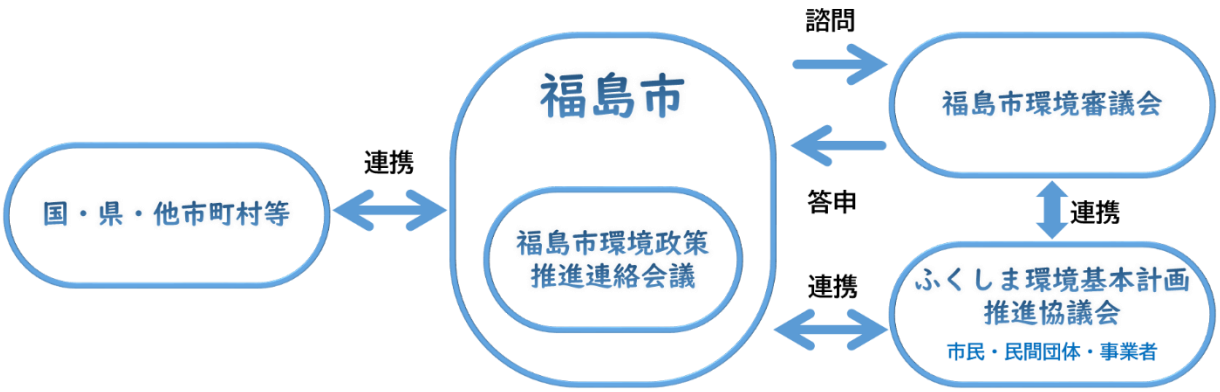

第３節　計画の進行管理

１）スパイラルアップ型の進行管理

本計画では、従来の平面的なＰＤＣＡサイクルを発展させ、らせん階段を一歩ずつ登るように福島市の環境を段階的に高めていく「スパイラルアップ（らせん型）進行管理」を採用します。みんなで目指す環境都市像から逆算する「バックキャスティング[22]」に基づき、①【計画（Plan）】→②【行動（Do）】→③【点検（Check）】→④【進化（Act）】の４ステップを、「Ⅰ随時（ＯＯＤＡループ[23]）」「Ⅱ毎年度（定期的）」「Ⅲ改定時」の３つの時間軸で循環させ、変化に強く実効性のある進行管理を進めます。

２）点検・評価と結果の公表

本計画の進捗状況は、５つの基本方針に基づく施策の実施状況や進捗管理指標（数値データ〔客観指標〕と市民アンケート〔主観指標〕）の達成状況を踏まえ（ＥＢＰＭ[24]）、庁内の「環境政策推進連絡会議」での協議を経て、毎年度「福島市環境審議会」に報告し、第三者評価を受けます。評価結果は年次報告書「福島の環境」として科学的エビデンスを含めてホームページ等で公表し、次年度の施策・事業の見直しや予算へ反映します。

３）環境情報の共有と計画の見直し

市民・事業者・市のパートナーシップと共創を広げるため、進捗状況や環境データの見える化・継続的な情報共有を進めます。また、令和 12（2030）年度の目標年次や計画期間の更新・延長時はもとより、「第７次福島市総合計画」や関連個別計画との整合、社会情勢や本市の環境に大きな変化が生じた場合には、環境審議会及び関係機関と協議の上、施策や進行管理指標を柔軟かつ適切に見直します。

---

[22] バックキャスティングとは、目指すべき未来の姿を描き、そこから現在に逆算して今何をすべきかを考える手法のこと。

[23] ＯＯＤＡ（ウーダ）ループとは、「Observe（観察）」「Orient（状況判断）」「Decide（意思決定）」「Act（実行）」の 4 つのステップを繰り返す意思決定プロセス。変化が激しく予測困難な状況で迅速に判断・行動するための考え方。

[24] ＥＢＰＭ（証拠に基づく政策立案）とは、勘や前例にとらわれず、統計データや市民意識調査などの確かな根拠に基づいて政策を立案・検証する手法のこと。

■時間軸に応じた進行管理の体系（ＯＯＤＡ・ＥＢＰＭ・バックキャスティング）

時間軸	進行管理の進め方	主な内容（点検・評価・見直し）	主な推進・評価主体
Ⅰ随時	ＯＯＤＡループによる機動的対応	・５つの基本方針に基づく各施策の進捗把握と、状況変化・想定外の課題への迅速な対応 ・庁内関係部局間の連携・調整、市民・事業者・関係機関との情報共有	・市民・事業者 ・関係機関 ・E-Act ふくしま ・市
Ⅱ毎年度（定期的）	データと市民実感の年次点検（ＥＢＰＭ）	・客観指標（数値データ）と主観指標（市民アンケート等）による達成度検証（環境審議会の第三者評価） ・年次報告書の公表と次年度施策・取組・予算への反映	・福島市環境審議会 ・E-Act ふくしま ・市
Ⅲ改定時	未来からの逆算と柔軟な見直し（バックキャスト）	・目標年次（2030 年度）の総括検証と、2050 年ゼロカーボン実現・環境都市像からの逆算による見直し ・総合計画・関連個別計画や社会・技術の変化に応じた施策・指標の見直し	・福島市環境審議会 ・関係機関 ・市

■時間間軸で進化する「スパイラルアップ（らせん型）」進行管理イメージ

みんなで目指す環境都市像（2030 年度目標）

「人・まち・自然が共生し、心豊かに住み続けることができる環境調和都市　ふくしま市」

未来からの逆算（バックキャスティング）×３つの時間軸の連動

ステップ４【進化：ACT】見直しと次段階への向上
・年次報告書の公表、次年度施策・取組・予算への反映
・社会情勢や技術進歩に合わせた施策・指標の見直し

ステップ３【点検：Check】データと市民実感で検証
・市庁内連絡会議等による各施策の進捗点検
・福島市環境審議会による専門的視点で評価と課題抽出

ステップ２【行動：DO】共創実践と現場即応
・市民・事業者・市のパートナーシップによる施策推進
・状況変化や想定外の事態に対しＯＯＤＡループで迅速に対応

ステップ１【計画：PLAN】未来からの逆算と目標設定
・５つの基本方針に基づく施策の体系的な立案
・総合計画、関連個別計画との整合及び「客観・主観指標」の設定

らせん状に高める

３つの時間軸による進行管理

Ⅲ　改定時
未来からの逆算と見直し（ﾊﾞｯｸｷｬｽﾄ）
目標年次の総括検証と将来像に向けた関連計画・社会変化に応じた見直し

Ⅱ　毎年度（定期的）
データと実感の年次点検（EBPM）
客観指標と主観指標で毎年度（定期的）成果を検証し公表、施策等へ反映

Ⅰ　随　時
ＯＯＤＡループによる機動的対応
各施策の進捗把握と状況変化・想定外の課題への迅速な意思決定と対応

計画推進体制（第５章第２節）E-Act ふくしま×福島市環境審議会×福島市×関係機関

福島市　環境部　環境政策課

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

ＴＥＬ（024）525-3742

ＦＡＸ（024）563-7290

Ｅメール kankyou@city.fukushima.fukushima.jp